

令和 6 年 9 月 決算特別委員会会議録

令和 6 年 9 月 9 日 開会

令和 6 年 9 月 10 日 閉会

三戸町議会

目 次

1 日目 令和6年9月9日（月）

日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
職務のために出席した事務局職員	2
開会・開議	3
議案第51号から議案第58号まで一括上程（日程1）	3
議案第51号 審査（日程2）	5

2 日目 令和6年9月10日（火）

日程	34
本日の会議に付した事件	34
出席委員	34
欠席委員	35
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	35
職務のために出席した事務局職員	35
開 議	36
議案第51号 審査（日程1）	36
議案第52号～58号 審査（日程2）	43
議案第51号 採決（日程3）	58
議案第52号 採決（日程4）	58
議案第53号 採決（日程5）	59
議案第54号 採決（日程6）	59
議案第55号 採決（日程7）	59
議案第56号 採決（日程8）	60
議案第57号 採決（日程9）	60
議案第58号 採決（日程10）	60

閉 会	61
-----	----

署 名	61
-----	----

1 日 目 令 和 6 年 9 月 9 日 (月)

○日程

1. 議案第51号から議案第58号まで一括上程
 2. 議案第51号 令和5年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
(歳入は1款町税から8款地方特例交付金まで、9款地方交付税から20款町債まで一括、歳出は1款議会費から9款消防費まで款ごとに審査)
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員 (14人)

1 番	五十嵐	淳	君
2 番	松 尾	道 郎	君
3 番	柳 雫	圭 太	君
4 番	小笠原	君 男	君
5 番	和 田	誠	君
6 番	山 田	将 之	君
7 番	栗谷川	柳 子	君
8 番	藤 原	文 雄	君
9 番	番 屋	博 光	君
10 番	千 葉	有 子	君
11 番	久 慈	聡	君
12 番	澤 田	道 憲	君
13 番	佐々木	和 志	君
14 番	竹 原	義 人	君

○欠席委員 (0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説 明 員	三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君
	参事 (住民福祉課長事務取扱)	貝 守 世 光 君
	参事 (総務課長事務取扱)	武士沢 忠 正 君
	健康推進課長	太 田 明 雄 君
	会計管理者 (会計課長)	井 畑 淳 一 君
	農 林 課 長	極 檀 浩 君
	建 設 課 長	齋 藤 優 君
	まちづくり推進課長	中 村 正 君
	税 務 課 長	下 村 太 平 君
	三戸中央病院事務長	松 崎 達 雄 君

総務課財政指導監	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君
三戸中央病院事務次長	中 村 義 信 君
総務課防災危機管理室長	馬 場 幸 治 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	金 子 祐 之 君

○代表監査委員

馬 場 行 雄 君

他、各所属の班長級職員等

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬 場 均 君
総括主幹	櫻 井 優 子 君

(午前10時00分)

○委員長（澤田 道憲君）

ただいまから決算特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

次に、説明員の出席は本会議と同じであります。特に本委員会には課長級から班長級までの職員の出席を認めておりますので、ご了承願います。

委員長からお願いを申し上げます。質疑を行う際は、決算書のページを述べてから、関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。議題外及び範囲を超える質疑は行わないようお願いいたします。あわせて、質疑及び答弁は簡潔明瞭に発言いただき、効率的な議事運営にご協力をお願いいたします。

また、重複する質問は避け、質問者の要望や自己の意見で終わることのないようお願いいたします。

次に、本委員会に付託されました議案第51号から議案第58号までの決算認定議案8件を一括上程します。

上程しました決算認定について、会計管理者から決算の概要について説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（井畑 淳一君）

それでは、令和5年度三戸町歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、一般会計でございます。決算書11ページをお願いいたします。令和5年度の一般会計は、歳入総額71億9,138万4,000円、歳出総額69億2,664万3,000円で決算され、歳入歳出差引額は2億6,474万1,000円となっております。

実質収支に関する調書4、翌年度へ繰り越すべき財源のうち、(2)、繰越明許費繰越額499万9,000円を差し引きますと、実質収支額は2億5,974万2,000円となります。実質収支額から、地方自治法第233条の2の規定によりまして、財政調整基金へ1億3,000万円を積立てし、1億2,974万2,000円を令和6年度へ繰越ししております。

一般会計歳入歳出決算につきましては、決算書1ページから10ページまで、款及び項により記載をされております。また、一般会計歳入歳出決算事項別明細につきましては、12ページ以降に款項目により記載されております。詳細につきましては、この後各担当課長から説明がございました。

それでは、歳入につきまして、決算書1ページから6ページによりご説明をさせていただきます。まず、地方公共団体が自主的に収入できる財源であります自主財源は、1ページの1款町税、3ページの12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、16款財産収入から5ページの20款諸収入まででございますが、その収入済額の合計は16億6,610万8,000円で、歳入全体に占める割合は23.2%となっております。これに対し、国、県から交付される財源であります依存財源は、1ページの2款地方譲与税から3ページの11款交通安全対策特別交付金、14款国庫支出金、15款県支出金、5ページの21款町債でございますが、これらの合計額は55億2,527万6,000円で、歳入全体に占める割合は76.8%となっております。

歳入の割合順では、10款地方交付税が33億7,707万4,000円で、歳入全体の47.0%、

また1款町税が9億344万2,000円で12.6%、14款国庫支出金が8億5,230万6,000円で11.8%を占めております。次に、15款県支出金が5億3,837万8,000円で7.5%、21款町債が4億1,340万円で5.7%となっております。

歳入全体を前年度と比較をいたしますと、1億9,712万6,000円の減、割合では2.7%の減となっております。

次に、歳入の増減額につきましてご説明をさせていただきます。歳入の増額が大きかったものは、まず18款繰入金が7,600万円の増で、令和5年度におきまして公共施設整備基金取り崩し繰入金2,300万円、地域医療特別対策基金取り崩し繰入金6,000万円を繰入れいたしましたことが主な理由として挙げられます。次に、20款諸収入が1,681万7,000円の増となっております。次に、1款町税が1,530万3,000円の増となっております。一方、減額が大きかったものは、まず14款国庫支出金が1億2,674万9,000円の減となっております。次に、21款町債が8,250万円の減となっております。次に、17款寄附金が4,197万3,000円の減となっております。

引き続き、歳出につきまして、決算書7ページから10ページによりご説明をさせていただきます。歳出の割合順では、3款民生費が18億1,728万3,000円で、歳出全体の26.2%、また2款総務費が13億716万8,000円で18.9%、4款衛生費が11億4,459万4,000円で、16.5%を占めております。

歳出全体を前年度と比較をいたしますと、1億3,283万2,000円の減、割合では1.9%の減となっております。

次に、歳出の増減額につきましてご説明をさせていただきます。歳出の増額が大きかったものは、まず8款土木費が1億8,263万8,000円の増となっております。次に、3款民生費が6,041万8,000円の増となっております。次に、10款教育費が1,749万2,000円の増となっております。一方、減額が大きかったものは、まず7款商工費が1億8,064万7,000円の減となっております。次に、2款総務費が7,926万1,000円の減となっております。次に、6款農林水産業費が4,540万2,000円の減となっております。

以上が一般会計決算の概要でございます。

次に、特別会計についてでございますが、町立学校給食共同調理場特別会計、町営簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険事業勘定特別会計、これら6つの特別会計の歳入総額は35億7,337万3,000円、歳出総額は34億1,130万9,000円となっており、実質収支額は1億6,206万4,000円の黒字となっております。また、これら6つの特別会計は、各会計いずれも黒字会計となっております。

次に、特別会計における基金への積立てでございますが、介護保険特別会計では実質収支額のうち1,848万5,000円を介護保険給付費準備基金に積立てし、国民健康保険事業勘定特別会計では実質収支額のうち1,309万4,000円を国保財政調整基金に積立てをしております。

先ほど6つの特別会計に触れさせていただきましたが、令和5年度町営簡易水道事業特別会計決算及び令和5年度下水道事業特別会計決算につきましては、令和6年4月1日からの公営企業会計方式の適用に伴い、令和6年3月31日をもって会計年度を終了とする打切り決算となります。このため、出納整理期間は存在せず、打切り時点での未収金、未払金は、令和6年度の特例的収入、特例的支出として整理されるものでございます。

最後に、国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計についてでございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入決算額17億7,928万2,000円、支出決算額は16億7,034万9,000円で決算され、収支差引額1億893万3,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は1億9,261万円となり、支出は2億7,023万6,000円となりました。

事業の詳細につきましては、決算書の248ページ以降に令和5年度事業報告書として記載をされておりますことから、説明を省略させていただきます。

以上で一般会計及び特別会計の決算概要につきまして説明を終わります。何とぞ適切かつ十分なご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（澤田 道憲君）

次に、代表監査委員から審査意見の概要について説明を求めます。
馬場代表監査委員。

○代表監査委員（馬場 行雄君）

監査委員を代表いたしまして、私から令和5年度三戸町一般会計及び各特別会計決算につきまして審査の概要を申し上げます。

決算審査に当たりましては、提出された歳入歳出決算書及び事項別明細書、財産に関する調書のほか、定期監査や例月出納検査の結果なども参考にして実施いたしました。

その結果、各決算は関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、また予算の執行状況につきましても適正に行われているものと認められました。

なお、審査意見の詳細につきましては、お手元に配付してあります歳入歳出決算及び基金運用審査意見書、財政健全化及び経営健全化審査意見書に記述してございますので、省略させていただきます。

以上をもちまして決算審査の概要説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。令和6年9月9日、三戸町代表監査委員、馬場行雄。

○委員長（澤田 道憲君）

それでは、議案第51号から順次審査を行います。

議案第51号 令和5年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入、1款町税から9款地方特例交付金までの説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

令和5年度一般会計歳入の1款町税から9款地方特例交付金までについて補足説明申し上げます。

決算書の12ページ、13ページをお開き願います。初めに、1款町税は、1項の市町村民税から4項の市町村たばこ税までの総額であり、一般会計歳入全体の12.6%を占める町の主要財源の一つとなっております。令和5年度の調定額は9億3,556万9,000円で、前年度より1,202万7,000円、率にして1.3%の増となり、収入済額についても9億344万2,000円で、前年度より1,530万3,000円、1.7%の増となっております。一方、町税全体の収納率については、前年度の96.2%に対し96.6%と0.4ポイント増加しております。

これを現年課税分と滞納繰越分とに分けた場合、現年課税分の調定額合計は9億614万2,000円で、前年度より1,494万2,000円、1.7%の増であり、収入済額の合計は8億9,547万8,000円で、前年度に比べ1,468万7,000円、1.7%の増収となっております。

一方、収納率は、前年度と同率の98.8%となっております。

次に、滞納繰越分の調定額合計は2,942万7,000円で、前年度より291万4,000円の減、率にして9.0%の減となりましたが、収入済額の合計は796万4,000円で、前年度に比べ61万6,000円、8.4%の増となっております。収納率は、前年度の22.7%から27.1%へ、4.4ポイント増加しております。

次に、町税に関する不納欠損額436万6,000円は、地方税法に規定する時効などにより債権が消滅した114名分の不納欠損処分額の合計額であります。また、調定額から収入済額、不納欠損額を差し引いた2,776万円が収入未済額となりますが、前年度より182万5,000円減少しております。

次に、個々の税目の現年課税分についてご説明いたします。1項1目個人市町村民税の調定額2億8,362万8,000円は、前年度より57人少ない4,195人に対して賦課したものです。金額で17万7,000円の減、率にしてほぼ同率となっております。収入済額は2億8,191万円で、19万4,000円の増となっております。収納率は99.4%でした。

1項2目法人市町村民税の調定額は、特定業種の業績悪化により、前年度より125万円少ない4,351万3,000円で、2.8%の減となっております。収入済額は4,321万8,000円で、136万9,000円の減、率にして3.1%の減となっております。収納率は99.3%でした。

2項固定資産税の調定額は、1目と2目の現年課税分を合計すると4億4,410万8,000円で、新築家屋や償却資産の増など、前年度より1,781万6,000円、率にして4.2%の増となっております。収入済額の合計は4億3,625万6,000円で、1,731万5,000円、率にして4.1%の増となっております。収納率は98.2%でした。

3項軽自動車税の調定額は、1目と2目の現年課税分を合計すると4,230万円で、環境性能割交付金の増などにより、前年度より30万8,000円、率にして0.7%の増となっております。収入済額の合計は4,230万円で、30万円、率にして0.7%の増となっております。収納率は98.1%でした。

4項市町村たばこ税について、令和5年度の売渡し本数は、前年度より26万7,000本少ない1,400万9,000本となりました。調定額、収入済額は9,179万1,000円で、175万3,000円の減、率にして1.9%の減となっております。

町税の収納対策につきましては、納税者の利便性向上のため、コンビニ収納のほか、毎月月末の夜間相談窓口も引き続き設置しております。滞納者に対しては、訪問や電話催告等の納付勧奨を行うなど、年間を通じて収納対策に取り組んでおります。また、納付に応じない滞納者については、青森県市町村税滞納整理機構や三八地域県民局県税部へ徴収権を移管し、債権差押え等の滞納処分を進めております。令和5年度の新たな移管は、県税部に4人、滞納整理機構に23人で、収納金額は県税部が2万円、滞納整理機構が621万円となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。2款地方譲与税は9,224万5,000円と、前年度より75万2,000円の増となっております。

1項1目地方揮発油譲与税は、ガソリン1キロリットルにつき税率5,200円が課税されており、そのうちの58%が都道府県、42%が市町村に譲与されるものです。調定額、収入済額ともに前年度より8万8,000円多い1,858万6,000円となっております。

2項1目自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の40.7%が市町村に譲与されるものです。前年度より66万4,000円多い5,603万5,000円が譲与されております。

これら2つの譲与税は、市町村道の延長と面積に応じて案分された額が各市町村に譲与されております。

3項1目森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成と災害防止を図るた

めの森林整備等の地方財源を安定的に確保することを目的としたもので、前年度と同額の1,762万4,000円が譲与されております。

次に、3款1項1目利子割交付金は、預貯金等の利子に課税された都道府県民税の一部が市町村に交付されるものです。前年度より3万5,000円少ない27万9,000円となっております。

4款1項1目配当割交付金は、株の配当金などに課税された都道府県民税の一部が市町村に交付されるものです。前年度より27万8,000円多い206万9,000円となっております。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、株を売って得た所得に課税された都道府県民税のうち、その一部が市町村に交付されるものです。なお、これら3つの交付金は、県の税率がいずれも5%で、市町村に交付される割合は県の税込全体の59.4%となっており、これを個人県民税の額に応じて案分した額が各市町村に交付されております。前年度より100万9,000円多い220万8,000円でした。

16ページ、17ページをお願いいたします。6款1項1目法人事業税交付金は、法人市町村民税法人税割の税率改正に伴う減収分の補填措置として、県税である法人事業税の一部が各市町村の法人税割額及び従業者数に応じて県から交付されたものです。前年度より139万7,000円多い1,307万8,000円が交付されております。

7款1項1目地方消費税交付金は、都道府県に国から払い込まれた地方消費税の2分の1が人口などで案分されて各市町村に交付されるものです。消費の動向が影響し、前年度より176万5,000円少ない2億2,223万1,000円が交付されております。内訳では、従来分が96万7,000円の減、社会保障財源化分が79万8,000円の減となっております。

8款1項1目環境性能割交付金は、都道府県に納められた自動車税環境性能割の44.65%が市町村道の延長と面積に応じて交付されるものです。環境性能割は、自動車取得税に相当するもので、前年度より140万7,000円の増、795万1,000円となっております。

9款1項1目地方特例交付金では、住宅ローン減税に伴う減収補填分が交付されております。前年度と比較して43万4,000円の減、330万3,000円となっております。

以上、1款町税から9款地方特例交付金までの収入済額の合計は、昨年度より1,791万3,000円多い12億4,680万6,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、歳入、10款地方交付税から21款町債までの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳入、10款地方交付税から21款町債まで、主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。10款1項1目1節地方交付税であります、普

通交付税、特別交付税、合わせて33億7,707万4,000円となっており、前年から1,320万9,000円の減となっております。

18、19ページをお願いいたします。11款1項1目1節交通安全対策特別交付金75万4,000円は、交通反則金を原資とし、町が行う交通安全施設整備の財源として交付されたものであります。

12款分担金及び負担金であります。1項1目民生費負担金の主なものは、2節児童福祉費負担金にあります保育所入所児童保護者負担金271万9,000円で、延べ172人分の負担金となっております。病後児保育保護者負担金2万円は、6か月児から12歳児までの病気回復期における利用者延べ17人分の負担金となっております。

4目教育費負担金、1節教育総務費負担金にあります教育研究所指導主事給与費負担金898万9,000円は、三戸地方教育研究所に配属している指導主事1名分の負担金であります。

13款1項1目1節総務管理使用料のコワーキングスペース利用料14万6,000円は、延べ628人が利用をしたものであります。

20ページ、21ページをお願いいたします。4目3節住宅使用料の町営住宅使用料1,140万円は、町営住宅11団地、入居分120戸に係る使用料であります。

2項1目2節戸籍住民台帳手数料における各種証明等交付件数の合計は1万3,762件であり、手数料収入の合計は463万円となっております。

22ページ、23ページをお願いいたします。14款国庫支出金であります。1項1目1節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金1億6,474万9,000円は、町が行う障害福祉サービスに対し、国が2分の1の負担をするものであります。

3節児童福祉費負担金にあります教育・保育施設型給付費負担金1億4,156万9,000円は、認定こども園等に対する給付について国が負担をするものであります。次の行にあります児童手当負担金5,946万4,000円は、支給額の一部を国が負担をするものであります。

2項1目1節総務管理費補助金の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金9,656万2,000円は、住民税非課税世帯へ3万円を給付した事業、さんのへプレミアム付商品券発行事業、肉用牛配合飼料転換促進支援事業などへの財源としたものであります。また、次のデジタル田園都市国家構想交付金429万円は、証明書コンビニ交付サービス導入に係る補助金であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億3,288万9,000円は、住民税非課税世帯に対し7万円、18歳未満の子供1人当たり5万円を交付する事業などの財源としたものであります。

2目民生費国庫補助金の2節の子ども・子育て支援事業費補助金2,151万5,000円は、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などに対する国庫補助金であります。

24ページ、25ページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金の1節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,103万6,000円は、ワクチン接種体制の整備として、コールセンター委託料及び職員人件費等に係る費用であります。

4目1節道路河川費補助金の道路更新防災等対策事業費補助金3,771万7,000円は、沢田橋等の橋梁補修事業に対するものであります。防災・安全交付金1,054万8,000円は、町道路面性状調査、除雪車購入費に対するものであります。前年度繰越明許分の道路更新防災等対策事業費補助金4,924万5,000円は、葛子平橋等の橋梁補修事業に対する補助金であります。

2節、特殊地下壕等対策事業費補助金841万5,000円は、同心町地区において実施した地下壕対策事業に対するものであります。

5目1節、消防団設備整備事業費補助金34万8,000円は、三戸町消防団第3分団に配備した排水ポンプ購入に対するものであります。

6目3節、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金31万1,000円は、三戸城跡保存活用計画策定事業費に対するものであります。

26、27ページをお願いいたします。15款1項1目1節社会福祉費負担金であります。国民健康保険基盤安定負担金4,504万2,000円は、国民健康保険事業において、低所得者の割合により公費で負担をし、国保財政を安定させるための県の負担金であり、国民健康保険事業勘定特別会計へ繰り出しをしたものであります。障害者自立支援給付費負担金7,938万4,000円は、国庫支出金に合わせて県からの負担により障害福祉サービスに充てるものであります。

2節老人福祉費負担金にあります後期高齢者医療保険基盤安定負担金3,316万6,000円は、保険料の軽減に伴う補填分を県が負担するものであります。

3節児童福祉費負担金にあります教育・保育施設型給付費負担金6,645万円は、認定こども園等に対する経費を県が負担をするものであります。次の児童手当負担金1,353万2,000円は、児童手当支給額の一部を県が負担をするものであります。

2項1目1節総務管理費補助金の元気な地域づくり支援事業費補助金1,227万円は、三戸町プロモーション事業、三戸高等学校クリエイティビティ部活動支援、サテライトオフィス誘致促進などの事業に充てたものであります。物価高騰緊急対策交付金4,180万7,000円は、青森県において令和5年9月補正予算により県内市町村へ交付されたもので、同町ではさんのへ応援商品券事業へ充てております。

2目3節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金2,067万9,000円は、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などに対する補助金であります。子ども・子育て世帯応援給付事業費交付金1,938万2,000円は、物価高騰に伴う児童手当受給世帯に対する給付へ充てたものであります。

28、29ページをお願いいたします。3目2節清掃費補助金の電源立地地域対策交付金1,140万円は、ごみ収集委託へ充てたものであります。

4目1節農業費補助金の中山間地域直接支払事業費補助金8,053万円は、傾斜地など耕作不利地域への集落協定団体に対する補助金であります。4目1節農業費補助金の経営所得安定対策推進事業費補助金407万5,000円は、水稻作付農家の経営安定などの事業に対する補助金、また農業人材力強化総合支援事業費補助金300万円は新規就農者2名に対する補助金、多面的機能支払交付金664万円は農業の多面的機能の維持、発展を図る活動組織に対する交付金、新規就農者育成総合対策費補助金450万円は新規就農者3経営体に対する補助金が主なものであります。

3項1目4節選挙費委託金の青森県知事選挙委託金927万3,000円は令和5年6月4日に執行されたもの、また青森県議会議員選挙委託金628万4,000円は令和5年4月9日に執行された選挙事務に対するものであります。

30ページ、31ページをお願いいたします。3目1節農業費委託金の中山間地域総合整備事業委託金の952万2,000円は、農道、農業用排水などの整備に係る用地補償事務などの委託金であります。

16款1項1目1節不動産貸付収入にあります光ファイバー貸付収入949万2,000円は、斗川、猿辺地区の光ファイバーをNTTに貸し付けた収入であります。

2項1目2節土地売却収入の土地売却収入289万7,000円は、雷平地区の町有地及び県道櫛引上名久井三戸線拡幅工事による学校用地の一部を売り払ったものであります。

32ページ、33ページをお願いいたします。17款1項1目1節総務管理費寄附金にあ

りますふるさと納税寄附金2億8,278万8,000円は、地元産品や11ぴきのねこなどを活用した返礼品により、全国の皆様から寄附を受けたものであります。

18款繰入金であります。ふるさと三戸応援基金取り崩し繰入金9,000万円を11ぴきのねこのまちづくり、城山公園整備、果樹を中心とした農業の推進、小中一貫教育、三戸高等学校存続、三戸中央病院、子育てサポートなどの各事業へ充てております。次の公共施設等整備基金取り崩し繰入金2,300万円は庁舎修繕に充てたもの、また地域医療特別対策基金取り崩し繰入金6,000万円は三戸中央病院への繰出金に充てたものであります。

34ページ、35ページをお願いいたします。20款諸収入、3項1目1節雑入であります。町村の魅力発信事業助成金200万円を三戸町観光協会補助金へ充てたほか、原子力施設立地振興対策事業助成金1,400万円を三戸中央病院医師人件費へ充て、コミュニティ事業助成金220万円は八日町町内会の秋まつり用備品の整備に充てたものであります。

36ページ、37ページをお願いいたします。21款は、歳出における事業の財源として起債をしたものであります。主なものといたしましては、1項1目1節、ケーブルテレビ設備更新事業債7,680万円は、テレビ受信設備の機器の更新を行ったものであります。2目2節、ごみ処理施設更新事業債3,220万円は、ごみ焼却施設の機器更新に係る負担金であります。3目1節、中山間地域総合整備事業債3,950万円は、農道、農業用排水などの県営事業に係る負担金であります。4目1節、町道改良事業債2,010万円は、沼ノ久保差ヶ久保2号線ほか4路線の町道改良事業へ充て、橋梁補修事業債1,480万円及び前年度繰越明許分の橋梁補修事業債2,990万円は、館橋ほか3橋の橋梁補修事業へ充てたものであります。

2節、前年度繰越明許分の町営住宅整備事業債8,620万円は、(仮称)まちなか第1団地整備事業用地購入へ充てたものであります。

5目1節過疎地域持続的発展特別事業債7,010万円は、9つの事業を実施したものであり、その内訳は、子ども医療費助成事業1,700万円、子育てサポート祝金支給事業700万円、教育・保育施設副食費支給事業350万円、インフルエンザ予防接種事業600万円、橋梁点検事業900万円、町道点検事業300万円、町営住宅解体事業110万円、語学指導事業450万円、小中一貫教育推進事業1,900万円となっております。

6目臨時財政対策債1,870万円は、普通交付税の不足分として国から起債の措置がされるものであり、元金、利子の全額が翌年度から普通交付税として算入されるものであります。

7目災害復旧費債390万円は、令和5年9月の大雨による道路災害復旧費に充てております。

以上で歳入10款から21款までの補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長(澤田 道憲君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

質疑を終結します。

次に、歳出、1款議会費及び2款総務費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳出、1款及び2款につきまして補足説明を申し上げます。

38ページ、39ページをお願いいたします。1款1項1目議会費であります。この目は町の議会運営や議員皆様の議会活動に要した経費で、議員報酬と議会事務局職員の人件費及び事務費が主なものであります。

次に、2款総務費であります。40ページ、41ページをお願いいたします。2款総務費についてご説明を申し上げます。2款1項1目一般管理費は、特別職2名と総務課、会計課に属する一般職員の人件費と、総務課、会計課の事務に要した経費であります。

2節給料にあります会計年度任用職員給料1,247万4,000円は、電話交換、公用車運転手、会計課窓口、庁舎宿直の合計6名分の給料であります。

42ページ、43ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の主なものは、1行目の退職手当負担金5,414万2,000円であります。また、18節下段から1行上の蛇沼共聴組合負担金3万円は、蛇沼やまびこ会館の共同テレビが光ケーブルに変更となったことによる組合への負担金であります。

2目財産管理費は、役場庁舎、公用車、防災無線、光ファイバーなどの維持管理のほか、基金に関する経費であります。

10節需用費の主なものは、庁舎などの電気料1,300万4,000円であり、修繕費の2,496万7,000円は庁舎などの修繕のほか、庁舎空調設備機器オーバーホール2,004万2,000円が主なものであります。

44ページ、45ページをお願いいたします。12節、光ファイバー設備管理委託料531万円は、町が斗川、猿辺地区に整備した光ファイバー網の管理委託をN T Tへ委託をしたものであります。支障木伐採業務委託料206万円は、旧斗内小学校光ケーブル支障木、庁舎前カエデの伐採をしたものであります。

13節使用料及び賃借料の光ファイバーケーブル電柱添架料463万2,000円は、斗川、猿辺地区におけるN T T柱2,701本と電話柱870本を借り上げたものであります。

14節工事請負費の自動火災報知機更新工事請負費475万円は、庁舎の機器更新を行ったもの、ケーブルテレビ設備更新工事請負費7,684万6,000円は、町内テレビ難視地区へ共同受信をするための機器の更新をしたものであります。光ケーブル移設工事請負費163万4,000円は、町光ケーブルを添架するN T T柱などの移設に伴う経費であります。

24節積立金にありますふるさと三戸応援基金積立金1億4,450万2,000円は、令和5年度のふるさと納税収入額から返礼品などの経費を除いた額を積み立てたものであります。森林環境譲与税基金積立金735万2,000円は、交付決定額から林道整備等、林業振興費に充てたほか、基金に積み立て、木材利用促進、間伐などの目的に使用をするものであります。公共施設整備基金積立金8,517万1,000円は、今後見込まれる町有財産の設備改修、更新などの財源として積み立てをするものであります。

46、47ページをお願いいたします。3目総合行政情報システム導入費であります。この目は役場における事務などを処理する総合行政情報システムの保守や、法改正などに伴うシステム改修委託、システム借り上げなどに要した経費であります。

12節委託料の庁内情報システム保守委託料375万6,000円は、住民基本台帳、税、国民健康保険、介護保険、財務会計などの行政事務に係るシステムの保守委託料であります。コンビニ交付システム導入業務委託料858万円は、令和6年2月1日から開始をしたコンビニでの証明書交付サービス導入に係る経費であります。

13節、総合行政情報システムクラウド利用料2,508万円は、システムの使用に当た

り、インターネット上のシステムを利用するものであります。次の総合行政情報システム機器借上料937万2,000円は、システムに使用しているサーバー2台、パソコン34台を借り上げたものであります。

18節負担金、補助及び交付金の中間サーバー運営費負担金310万1,000円は、マイナンバーカードの情報を全国的に管理するサーバーの運営に係る経費を負担するものであります。

4目交通安全対策費、10節需用費の修繕費24万2,000円、14節工事請負費の交通安全施設設置工事請負費90万8,000円は、カーブミラーの修繕を1基、新設が2基、交換が10基、移設が1基を行ったものであります。令和5年の町内交通事故発生件数は9件、負傷者数は10名、死亡者はゼロ名となっております。

18節負担金、補助及び交付金の三戸地区安全運転管理者協会負担金10万円は、同心町地区の三差路への啓発看板の設置に対し、田子町、南部町、三戸町の3町が負担をしたものであります。運転免許返納者支援事業費補助金34万8,000円は、自主返納者への移動手段支援対策として1万2,000円分のタクシー券を交付するもので、57人へ交付をしたものであります。

52、53ページをお願いいたします。8目国際交流事業費であります、1節報酬4万2,000円は、国際交流推進委員会を1回開催したものであります。

54、55ページをお願いいたします。10目諸費の10節需用費の印刷製本費154万3,000円及び11節役務費の郵便料246万3,000円は、さんのへ応援商品券の商品券封筒の印刷費、郵便料であります。応援商品券は、9,041人へ配付をしております。

12節委託料、コミュニティバス運行委託料2,403万5,000円は、年間1万3,756本のバス運行に係る経費であります。次のデマンドタクシー運行委託料570万3,000円は、町内乗合タクシーを運行した経費であり、年間利用者数は1,488人となっております。

18節負担金、補助及び交付金の路線バス減収負担金847万2,000円は、広域路線バスである八戸線、田子線を利用した場合にあっても、町内の区域においては100円で利用ができるよう、正規運賃との差額を負担するものであります。路線バス維持費補助金395万5,000円は、諏訪ノ平線、田子線など広域路線バスを維持するため、関係する町村と協調し、バス事業者へ補助をしたものであります。

58ページ、59ページをお願いいたします。4項選挙費、1目選挙管理委員会費は、選挙人名簿定時登録事務年4回と三戸町選挙管理委員会の運営に要した経費であります。

60、61ページをお願いいたします。2目青森県知事選挙費は、令和5年6月4日執行の選挙事務に係る経費であります。選挙当日の有権者数は8,011人、投票者数は4,192人、投票率は52.33%でありました。

3目青森県議会議員選挙費は、令和5年4月9日執行の選挙事務に係る経費であります。選挙当日の有権者数は8,036人、投票者数3,158人、投票率は39.3%でありました。

62、63ページをお願いいたします。4目三戸町議会議員選挙費は、令和6年3月10日執行の選挙事務に係る経費であります。選挙当日の有権者数は7,980人、投票者数4,907人、投票率は61.49%でありました。

64ページ、65ページをお願いいたします。6項1目監査委員費は、町監査委員2名による月例監査、決算監査等に要した経費、事務費であります。

以上で2款総務課関連の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

2 款のうち、まちづくり推進課関係分について補足説明申し上げます。

46、47 ページをお願いいたします。まちづくり推進課では、人口減少、移住定住対策、ふるさと納税、企画調整、11 ぴきのねこのまちづくり、広報、統計、町内会、広域行政など、幅広い業務を所管いたしました。

令和 5 年度は、サテライトオフィス誘致を図るための誘致戦略の策定やイベントへの出展による企業とのマッチングを図る誘致支援事業の実施や、移住定住対策では移住定住促進事業費補助金に新婚加算を新設し、人口減少、少子化対策と定住促進の拡充を図るとともに、4 年ぶりに開催しました人形劇公演による11 ぴきのねこのまちづくりの推進を図り、「みんなが集う みんなで創るみんなを笑顔に美しいふるさとさんのへ」の実現に向けた事業を実施してまいりました。

1 項 5 目地方創生推進費をご説明いたします。48、49 ページをお願いいたします。12 節、サテライトオフィス誘致促進事業委託料396万円と13節、サテライトオフィスマッチングイベント参加料55万円は、サテライトオフィス誘致を図るための誘致戦略の策定やマッチングイベントへの出展による企業とのマッチングを図る誘致支援事業に要した経費でございます。今年 2 月に約140社が参加して開催されたマッチングイベントにて、町のプレゼンを行い、17社との個別相談に至っております。現在その中で、興味を示したベンチャー企業 1 社が進出に向けて検討されているところでございます。

22 節、過年度交付金返還金158万8,000円は、株式会社 S A N N O W A の解散に伴い、町が株主として分配を受けた残余財産のうち、町出資割合51%と地方創生推進交付金の補助率 2 分の 1 に応じた割合の25.5%に当たる158万8,521円を国に返還したものでございます。

次に、6 目文書広報費でございます。7 節報償費は、総括行政連絡員24人分、行政連絡員86人分の謝金でございます。

50 ページ、51 ページをお願いいたします。13 節使用料及び賃借料の自治体広報システム使用料39万6,000円は、青森朝日放送、d ボタン広報に係る使用料です。これまで 3 目の総合行政情報システム導入費から支出していたものを当目に組み替えたものでございます。

次に、7 目企画費でございます。7 節報償費のふるさと納税返礼品7,566万2,000円は、ふるさと納税寄附者へのお礼品の贈呈に係る経費でございます。寄附件数は、前年度より約4,470件減の 2 万31件、寄附金額は約4,200万円減の 2 億8,278万9,000円を受領いたしました。令和 5 年度は、リンゴの着色具合がいま一つで伸び悩むなど、贈答用に適したサンふじの確保が難しかったことが要因となり、寄附額は 3 億円を割り込んでおります。お礼品の購入額の上位は、リンゴが72.6%の 2 億496万7,000円、次に11 ぴきのねこ関連グッズが6.3%の1,788万6,000円、続いてサクラランボが6.1%の1,729万8,000円の順となっております。ふるさと納税制度により、たくさんの方に応援いただくとともに、全国に三戸町の名を売り込むことができております。

11 節役務費の郵便料2,215万3,000円は、ふるさと納税お礼品及び寄附金受領証明書等の発送に要した経費でございます。同じく役務費の広告料954万1,000円は、楽天ふるさと納税サイトの画面上位の広告欄に当町の返礼品を表示させることで、新規顧客を獲得するための検索対策広告に要する経費で、楽天寄附額の約2.5%、490万1,000円が主なものでございます。同じく役務費のふるさと納税ポータルサイト等手数料2,200万8,000円は、ふるさと納税受入れのためのインターネット上のふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、a u P A Y の 5 つのサイトの利用及び決済に要した経費でございます。

12節委託料の人形劇公演業務委託料243万7,000円は、9月16日、アップルドームで行われた大阪市の人形劇団クラルテによる「11ぴきのねことへんなねこ」公演に係る委託料です。午前と午後の2回公演で、約280人にご来場いただきました。

52、53ページをお願いいたします。同じく12節委託料のあほうどり石像製作委託料278万8,000円は、11ぴきのねこシリーズに登場するキャラクター、あほうどり大小2羽と山盛りのコロッケが入った籠の石像を3月29日に、関根ふれあい公園に設置いたしました。石像設置は、町内13か所目になります。その下の馬場のぼる広報動画作成業務委託料49万9,000円は、馬場のぼる先生の魅力発信のため、広報用動画「漫画家馬場のぼる その足取りを辿る」を制作したものです。幼少期のエピソードや先生の人となり、作品誕生の秘話等が紹介されている約15分間の作品は、ほのぼの館でいつでも放映しております。

13節使用料及び賃借料のふるさと納税ポータルサイト等使用料807万2,000円は、ふるさと納税受入に係るふるさとチョイス、ふるなびの利用料になります。

17節備品購入費56万5,000円は、インタビューパネルや馬場先生の動画を流しているデジタルサイネージ、電子掲示板ほか全5商品の分の代金になります。

18節負担金、補助及び交付金の八戸圏域連携中枢都市圏連携事業負担金976万円は、連携中枢都市圏における連携事業であります。圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連サービスの向上のために実施した23施策、79事業に係る負担金でございます。負担金の主な内訳は、八戸市立市民病院から三戸中央病院への医師派遣事業負担金653万円、障害支援区分判定審査会72万7,000円、ドクターカー運行事業47万円などとなっており、町民の医療及び福祉の向上に大きく寄与しているものでございます。

中段にあります町内会活性化事業費補助金79万5,000円は、町内会のコミュニティ活動の促進及び地域住民の連帯意識に基づく自治意識を盛り上げることを目的として行った事業に対し補助したもので、24町内会中20町内会に交付しております。

2つ下のコミュニティ事業助成金220万円は、八日町町内会が購入したさんのへ秋まつりの提灯や小太鼓、子供会の旗などの整備に要した経費に対する助成でございます。

移住定住促進事業費補助金1,670万2,000円は、移住定住を促進するため、住宅の新築、中古住宅取得、リフォームに対し補助金を交付したものでございます。補助金の交付件数は、新築12件、中古住宅取得6件、リフォーム2件、家財処分5件の合計25件、新設した新婚加算の該当は2件ありました。このうち移住者は、新築が4件、中古住宅取得2件、リフォーム2件の8世帯22人は、前年度と世帯数は変わりませんが、5人増加しております。

次の奨学金定住促進奨励金233万9,000円は、町の奨学金の貸付けを受けた者が町に定住した場合、奨学金の返還額に相当する分を奨励金として交付したもので、受給者は12人で行いました。

62、63ページをお願いいたします。2款5項統計調査費、1目統計調査費でございます。昨年度は5年に1度の住宅・土地統計調査を実施いたしました。主なる支出は、1節報酬23万2,000円で、調査員5人と指導員1人分の報酬になります。

以上でまちづくり推進課所管分の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○税務課長（下村 太平君）

2款のうち、税務課関係分について補足説明申し上げます。

54ページ、55ページをお開き願います。2項徴税费、1目賦課徴収費は、税務課職員9名分の人件費をはじめ、業務執行に要した経費であります。その主なものについてご説明いたします。

56ページ、57ページをお開き願います。10節需用費のうち、印刷製本費367万9,000円は、主に納税通知書の印刷に要した経費であります。

11節役務費のうち、郵便料132万円は、納税通知書の郵送などに要した経費であります。コンビニ収納手数料等70万8,000円は、コンビニ収納による収納件数9,025件、61万8,000円が主なものであります。コンビニ収納件数は、昨年度より40件増加しております。

12節委託料のうち、評価時点修正業務委託料は、令和6年度の固定資産評価替えに用いる適正な路線価等を算定するため、令和3年度から令和5年度まで3年間実施したもので、令和5年度分の決算額は365万2,000円となっております。個人住民税システム改修委託料は、住民税特別徴収税額通知書の電子化並びに令和6年度税政改正に対応する改修等を行ったもので、令和5年度分の決算額は572万円となっております。

13節使用料及び賃借料では、地籍図等の管理を行う土地情報システム借上料120万1,000円、申告支援システムの借上料155万1,000円及びそのソフトウェアの使用料として、上にございます申告支援システムパッケージ使用料171万6,000円が主なものとなっております。

18節負担金、補助及び交付金では、市町村総合事務組合滞納整理機構へ移管した徴収業務に対する負担金65万円が主なものとなっております。

22節償還金利子及び割引料の町税等還付金213万4,000円は、減額更正された過年度分の町税に対する還付金であります。

以上で税務課分補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

2款のうち、住民福祉課で所管しております戸籍住民台帳費について補足説明を申し上げます。

56ページ、57ページをお願いいたします。2款3項1目戸籍住民台帳費は、戸籍簿や住民基本台帳を管理し、住民票や各種証明書の発行のほか、マイナンバーカードの交付事務に関わる経費が主なものであります。

2節給料と、次のページになりますが、3節職員手当等は、戸籍班の職員の人件費であります。

58ページ、59ページをお願いいたします。12節委託料は、戸籍システムに係る保守や改修に係る委託料が主なものであります。繰越明許費738万1,000円は、関係法令の一部改正により、戸籍の記載事項に振り仮名が追加されることに伴う戸籍情報システム等の改修事業費であり、国のシステム仕様書の組み直しにより、令和6年度に繰越すものであります。前年度繰越明許分の戸籍情報システム改修委託料は、国から示された仕様書に対応するためのシステムの改修であります。具体的には、全国の市町村の戸籍情報を見ることができる機能を持たせるとともに、ほかの市町村役場の戸籍謄本を一括して取得することができる広域交付の機能を持たせるためのシステム改修が主なものであります。

13節使用料及び賃借料は、戸籍業務の効率化を図るために導入している戸籍クラウドサービス利用料と戸籍の届出受付や複製記録など、戸籍の管理を行う戸籍システム借上料が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金のコンビニ交付事業負担金は、令和6年2月からサー

ビス開始となった住民票及び印鑑証明書のコンビニ交付に係るシステムの運用負担金であります。サービス開始となった2月は46件、3月は53件の利用があったところであります。

令和5年度の戸籍、住民票の届出件数は1,055件あり、そのうち戸籍関係が529件、住民票関係が526件でありました。

また、各種証明書の発行件数は1万3,762件あり、そのうち戸籍の証明や住民票の写しの交付割合が75.3%、印鑑登録及び証明が18%となっております。

マイナンバーカードについてであります。令和5年度に新たに交付された枚数は1,065枚であります。これまでの交付枚数から、亡くなった方や有効期限切れにより廃止された分を除いた累計保有枚数は7,043枚であり、基準人口に対する保有率は76.8%であります。

令和6年3月末現在の住民基本台帳の状況は、総世帯数は4,138世帯、人口は男性が4,318人、女性が4,636人の合計8,954人であります。前年同期と比べ、160人の減となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

歳出、3款民生費について説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

3款民生費について補足説明申し上げます。

64ページ、65ページをお願いいたします。3款民生費は、乳幼児から高齢者まで、障害のある方も、若い世代も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために要した経費であり、保健、医療、福祉の関係機関と連携を図りながら、各種施策を実施してまいりました。

また、食費等の物価高騰による影響を受けた低所得世帯の生活や暮らしを支援するため、低所得世帯等給付金や子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯等臨時特別給付金などの給付事業を実施したところであります。

3款1項1目社会福祉総務費は、職員の人件費や各種福祉団体に対する補助金のほか、特別会計に対する繰出金が主なものであります。

11節役務費の繰越明許費7,000円は、低所得世帯等給付金の振込手数料であり、国への申請期限が令和6年8月31日に設定されたことに伴い繰り越すものであります。

66ページ、67ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の中ほどにあります。三戸町社会福祉協議会運営事業費補助金は、社会福祉協議会職員6名分の人件費に対する補助金であります。住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、令和5年度の住民税均等割が非課税となった世帯に対して給付したものであります。令和5年6月1日を基準日とした給付金3万円は1,326世帯に、令和5年12月1日を基準日とした給付金7万円は1,385世帯に給付したものであります。低所得世帯等給付金は、

令和5年度の住民税所得割が非課税となった世帯に対する1世帯当たり10万円の給付と、住民税均等割が非課税となった世帯及び住民税所得割非課税世帯が扶養する児童に対し、子ども加算として児童1人当たり5万円を給付するものであります。住民税所得割非課税世帯に対する給付金10万円は282世帯に、子ども加算の5万円については96人に給付したものであります。低所得世帯等給付金につきましては、国から申請期限を令和6年8月31日とする旨の通知があったことから、住民税所得割非課税世帯分の給付金430万円と子ども加算分270万円を合わせた700万円を繰越明許費として令和6年度に繰り越しております。

27節繰出金は、国民健康保険事業勘定特別会計の職員人件費や出産育児一時金などに要する経費の繰出金であります。

2目国民年金事務取扱費は、日本年金機構の委託を受け、国民年金に関する保険料の減免や厚生年金への移行などの受付業務を行う職員の人件費が主なものであります。

3目障害者福祉費は、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する663人の医療費や自立支援に要した経費であります。

68ページ、69ページをお願いいたします。12節の委託料の地域活動支援センター機能強化事業委託料は、障害者の作業指導や生活訓練を行っているあすもこの運営に要する経費で、社会福祉協議会に委託したものであります。障害者福祉システム改修委託料は、障害者自立支援に係る受付事務やデータ管理を支援する障害者福祉システムについて、障害福祉サービスなどの報酬改定が行われたことに伴う改修費であります。

19節扶助費は、障害のある方が利用した各種サービスや医療費の支給に要した経費であります。中段にあります。生活介護給付費は、常に介護を要する障害者への入浴や食事等のサービスを提供するために要した経費に対する給付費であります。その下のほうにあります共同生活援助給付費は、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を提供するために要した経費に対する給付費であります。そのすぐ下の、就労継続支援給付費は、一般企業等での就労が困難な人に対して働く場所の提供をするとともに、知識や能力の向上のための訓練に要した経費に対する給付費であります。一番下にあります1項7目10節への流用は、総合福祉福祉センターふくじゅそこの修繕に流用したものであります。

22節償還金利子及び割引料の過年度負担金返還金は、令和4年度に交付対象経費の支出予定額で申請して受け入れた国庫負担金について、実績額に応じて返還するものであります。

4目老人医療費は、18節負担金、補助及び交付金の青森県後期高齢者医療広域連合に支出した療養給付費負担金と27節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金であります。

5目老人福祉対策費は、敬老会の開催に要した費用や介護保険特別会計への繰出金などの経費が主なものであります。4年ぶりの開催となった敬老会は、感染症や食中毒予防など、高齢者の安全、安心に配慮するため、75歳以上の高齢者のうち、敬老表彰対象者及び敬老祝い年の方527人を対象とし、このうち出席者は100人でありました。

70ページ、71ページをお願いいたします。12節委託料の高齢者等在宅支援事業委託料は、高齢者等の日常生活を支援するための外出支援サービスや除雪支援サービスなどを社会福祉協議会に委託して実施したものであります。主な内訳といたしましては、外出支援サービス事業が282万6,000円で、利用者78人、延べ1,321回の送迎サービスを実施したものであります。また、除雪支援サービス事業が20万6,000円で、58世帯

に延べ239回の除雪サービスを提供したものであります。

13節使用料及び賃借料は、避難行動要支援者管理システム借上料が主なものであります。避難行動要支援者管理システムは、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、避難することが困難な方が安全に避難することができるよう導入されているものであり、登録者数は38名であります。

18節負担金、補助及び交付金は、単位老人クラブ18団体への補助金が主なものであります。

19節扶助費は、養護老人ホーム入所者2名分の措置費であります。

27節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であります。

6目老人福祉センター費は、高齢者の憩いの場として提供している老人福祉センターの維持管理費であります。入浴利用者は、年間1万5,742人であり、221日稼働しましたので、1日平均の利用者数は71人であります。需用費の下の方になりますが、男子浴槽の漏水とろ過器用のラインポンプの不具合が生じたことから、予備費を充用して修繕を実施したところであります。

72ページ、73ページをお願いいたします。7目総合福祉センター費は、総合福祉施設ふくじゅそうの維持管理費であります。会議室の利用者数は年間3,608人であり、のぼたん広場やほっとステーションなどの利用人数は年間3,324人でありました。需用費の下の方になりますが、施設の冷房設備である吸収冷温水器に不具合が生じたことから、予算流用により修繕を実施したところであります。

2項1目児童福祉総務費は、各種委員報酬や子ども医療費の支給が主なものであります。また、病後児保育施設ジャブに係る費用も含まれており、1節、会計年度任用職員報酬、2節、会計年度任用職員給料、3節、会計年度任用職員期末手当、4節、市町村職員共済負担金が病後児保育施設ジャブの保育士及び看護師に係る人件費であります。

74ページ、75ページをお願いいたします。病後児保育施設ジャブについて、人件費以外の運用経費は、10節需用費、11節役務費、12節委託料の一部と、13節使用料及び賃借料が挙げられ、人件費を含め運用経費の総額は約546万3,000円となります。なお、運用経費の補助金として子ども・子育て支援事業費補助金から349万6,000円を充当しております。

7節報償費のタムワース市との幼少時交流コーディネーター謝金についてであります。タムワース市との幼少時交流は、町内の各保育園児と姉妹都市であるタムワース市の子育てサークルの子供たちと、英語で交流を進め、関係を深めていくというものであり、令和5年度から始めた新規事業であります。ここでの謝金は、園児が楽しく交流できるような企画を考えたり、進行役を担うコーディネーターの謝金であります。令和5年度は、町内2つの保育施設の参加があり、6月から6回の交流会を開催したところであります。

18節負担金、補助及び交付金であります。2行目の出産祝金から5行目の中学校卒業・高校入学祝金は、3人以上のお子さんのいる子育て世帯の経済的負担を軽減するために支給した子育てサポート祝金であります。出産祝金は44名に、小学校入学祝金は7名に、中学校入学祝金は10名に、中学校卒業・高校入学祝金は7名にそれぞれ給付したものであります。子育て世帯生活支援特別給付金は、食費等の物価高の影響を受ける低所得世帯の生活や暮らしを支援するため、独り親世帯以外の住民税均等割非課税世帯に対して、児童1人当たり5万円を給付したものであります。対象児童数は112名であります。新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、町内の保育園が購入した医療用抗原検査キットの費用を補助したものであります。ひとり親世帯等臨時

特別給付金は、子育て世帯生活支援特別給付金の受給世帯に対する県独自の上乗せ給付金であり、児童1人当たり5万円を給付したものであります。対象児童数は112名であります。子ども・子育て世帯応援金は、物価高の影響を受ける県内全ての子育て世帯に対して、児童1人当たり3万円を給付したものであります。対象児童は643名であります。

19節扶助費のひとり親家庭医療費は、保護者83名、子供132名を対象に給付したものであります。子ども医療費は、高校生等18歳までの子供の入院、通院費について830名、延べ1万2,400件分を対象に支給したものであります。

22節償還金利子及び割引料の過年度負担金返還金は、令和4年度に補助対象経費の支出予定額で交付申請し、交付決定を経て受け入れた国庫補助金、県補助金について、実績額に応じて返還するものであります。

76ページ、77ページをお願いいたします。2目児童措置費は、保育所や認定こども園の利用に関する委託料と扶助費の教育・保育施設型給付費が主なものであります。

12節委託料の延長保育事業委託料は、所定の時間を超えて保育を行う延長保育を実施し、仕事と家庭の両立に向けた支援の充実を図ったものであります。一時預かり事業委託料は、1号認定の子供を教育時間の前後も預かる幼稚園型一時預かりと、未就園児を預かる一般型一時預かりを実施し、仕事と家庭の両立に向けた支援の充実を図ったものであります。地域子育て支援拠点事業委託料は、乳幼児や保護者の交流の場の提供や、子育てに関する相談、情報提供を行う事業であり、NPO法人子育て支援ネットゆりかごに委託したものであります。

18節負担金、補助及び交付金の障害児保育補助金は、障害児を受け入れ、保育士の人数を規定より多く配置する場合、人件費を補助するものであります。

19節扶助費は、保育所や認定こども園の入所児童に対する給付費と児童手当が主なものであります。中段より少し下にあります教育・保育施設副食費は、3歳児から5歳児の保護者に対し、実費負担となる副食費、おかず代を免除し、子育て世帯を支援するものであります。

3目斗川児童館費と78ページ、79ページの4目中央児童館費は、町立児童館の管理運営費であります。年度末の入所児童数は、斗川児童館が幼児はゼロ人、学童21人、中央児童館が学童113人です。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

午後1時15分再開をもって休憩いたします。

（午前11時42分）

休 憩

（午後 1時15分）

○委員長（澤田 道憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
歳出、4款衛生費について説明を求めます。
健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

4款衛生費について補足説明申し上げます。

4款衛生費は、三戸町健康増進計画、健康さんのへ21に基づき、「助け合い笑顔で健康に暮らせるまち三戸」を目指し、健康づくり事業や環境整備事業等に要した経費であります。

80、81ページをお開き願います。4款1項1目保健衛生総務費は、健康推進課職員の人件費と事務に要した経費であります。

1節報酬の会計年度任用職員報酬は、町民の健康増進及び生活習慣の改善指導を行う健康づくり推進員1名と事務員2名、合計3名分の報酬であります。

7節報償費の謝金54万9,000円は、自殺対策基本法に基づき、平成31年3月に策定したいのち支える三戸町自殺対策計画を令和6年度に改定するに当たり実施した町民意識調査について、調査結果の分析等を依頼した有識者への謝金が主なものであります。

82、83ページをお開き願います。12節自殺対策計画改定業務委託料は、心の健康に関する意識調査のデータ入力及び集計処理業務を業者への委託により実施したものであります。

2目予防事業費は、各種予防接種等に要した費用と新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に要した費用であります。

7節報償費の謝金323万3,000円は、新型コロナウイルスワクチンの休日接種における医師、看護師への謝金であります。

10節需用費は、新型コロナウイルスワクチンの接種会場で使用する衛生用品や事務用品購入のほか、接種券送付用の封筒などの作成に要した費用であります。

11節役務費の郵便料166万9,000円は、新型コロナウイルスワクチン等各種予防接種の接種券の送付に係る郵便料が主なものであります。

12節委託料のうち、1行目の結核検診委託料から5行目の子どもインフルエンザ予防接種委託料までと、一番下の定期予防接種委託料は、各種予防接種に要した費用であり、医療機関へ委託し実施したものであります。3行目のインフルエンザ予防接種委託料642万6,000円は、高齢者の健康維持の一環として、2,427人へ予防接種を行ったものであります。インフルエンザ予防接種は、65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの身体障害者手帳1級程度の内部障害等がある方を対象とし、自己負担1,000円で接種できるよう助成を行ったものであります。5行目の子どもインフルエンザ予防接種委託料160万7,000円は、インフルエンザの蔓延防止と子育て世帯の経済的負担軽減を目的として、512人へ予防接種を行ったものであります。子どもインフルエンザ予防接種は、生後6か月から18歳までを対象とし、1回につき1,000円で接種できるよう助成を行ったものであります。2行下の新型コロナワクチン接種コールセンター業務委託料1,111万円は、新型コロナワクチン接種に関する相談及び予約受付に対応するために開設したコールセンターの業務委託に要した経費であります。下から3行目の新型コロナワクチン接種委託料1,094万7,000円は、新型コロナワクチン接種に係る個別接種の委託料であります。一番下の定期予防接種委託料1,238万3,000円は、予防接種法に基づく子供を対象としたワクチンの定期接種を述べ1,154人へ行ったものであります。

84、85ページをお開き願います。3目母子保健事業費は、健全な母性、次世代の健康づくりを基本目標として実施した母子保健事業に要した経費であります。

7節報償費は、乳幼児健康相談等における歯科医師や看護師などへの謝金のほか、妊産婦への産前産後における一貫した支援を実施するため、母子健康包括支援センターに配置した助産師への謝金であります。

12節委託料の妊婦健康診査委託料270万円は、妊婦の健康診査を医療機関へ委託して実施したものであります。同じく12節一番下の産後ケア事業委託料は、産後の母親の身体的回復と心理的安定を促進し、健やかな育児ができるよう支援するため、デイサービス型の産後ケア事業を民間助産施設への委託により実施したものであります。

18節負担金、補助及び交付金の出産・子育て応援給付金は、子育て家庭の経済的負担を軽減し、全ての妊婦や子育て家庭が安心して子供を産み育てられるよう、保健師等による伴走型支援と併せた経済的支援を実施したもので、妊婦27人に対して1人当たり5万円の出産応援給付金を、また新生児の養育者39人に同じく1人当たり5万円の子育て応援給付金を支給したものであります。

4目健康増進事業費は、健診事業等に要した経費でございます。

12節委託料の成人病検診委託料1,135万1,000円は、各種がん検診等を実施したものであります。

86、87ページをお開き願います。同じく12節の大腸がん検診未受診者対策事業委託料38万7,000円は、大腸がん検診の受診機会を拡充し、受診率の向上を図るため、対象者406人に検査キットを送付したものであります。

5目環境衛生費は、町内の環境保全に要した経費であります。

12節委託料の温暖化対策実行計画策定支援業務委託料1,097万8,000円は、地球温暖化やそれに伴う気候変動が進む中、三戸町においても温室効果ガスの排出量削減を推進するため、温暖化対策実行計画を策定したものであります。

18節負担金、補助及び交付金では、葬祭場負担金1,292万円、八戸圏域水道企業団負担金25万1,000円など、一部事務組合等に対する負担金のほか、浄化槽設置整備事業費補助金1,023万円が主なものであります。浄化槽設置整備事業費補助金は、合併処理浄化槽18基分の設置と宅内配管工事7件分に対する補助金であります。

27節繰出金1,826万6,000円は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保の7地区の簡易水道施設による給水事業の維持管理等に要した町営簡易水道事業特別会計への繰出金であります。

6目病院費は、三戸中央病院特別会計への繰出金であります。

2項1目塵芥処理費は、ごみ収集等に要した経費とごみ処理施設負担金が主なものであります。

12節ごみ収集委託料5,069万9,000円は、一般家庭ごみや資源ごみなどの収集に要した費用であります。

88、89ページをお開き願います。18節負担金、補助及び交付金の主なものは、三戸地区環境整備事務組合に対するごみ処理施設負担金1億6,237万4,000円と、同組合を構成している田子町と南部町に対するごみ処理施設負担金504万3,000円であります。

2目しによろ処理費のしによろ処理施設負担金6,602万8,000円は、三戸地区環境整備事務組合に対する負担金であります。

以上で4款衛生費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

藤原委員。

○藤原 文雄委員

87ページの12節委託料のところで、町内一斉清掃委託料として18万円ということですが、予算上は37万円ほど取っているということで、約半分ぐらいということなので、事業内容と、それにしたがって予算が浮いたということだろうと思いますが、そのところを説明願います。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

87ページの町内一斉清掃委託料18万円についてご答弁申し上げます。

こちらは、8月のふれあい活動において実施する泥上げにつきまして、泥の収集運搬を委託するものであります。全ての町内会に泥上げの実施の有無を確認して、泥の推定量を基に業者に見積りを依頼します。そして、最低業者と契約書を結ぶわけですが、今回は7町内会で泥上げを実施したということで18万円という決算になっております。

○委員長（澤田 道憲君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、歳出、5款労働費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

5款労働費について補足説明申し上げます。

88ページ、89ページをお願いします。5款1項1目勤労青少年ホーム費は、支出総額69万8,000円であり、燃料費、水道料、修繕費、各種設備点検等の施設管理費であります。

10節需用費の誘導灯設備修繕28万8,000円は、消防設備点検で指摘を受けた非常口への誘導灯設備3か所の修繕を行ったものです。

勤労青少年ホームの運営は、平成25年度から利用者の受付を中央公民館で行うことにより、運営の効率化を図っております。勤労青少年ホームの利用は、バンドや軽音楽サークルの練習場としての音楽室の利用が主なものであり、令和5年度の利用者は、利用回数76回で、利用者数は延べ262名でありました。また、平成23年度からは、1階の調理室や2階の体育室を障害者自立支援のための施設であります三戸町地域活動支援センター憩いの森あすもこっぴに活動場所として使用していただいております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、歳出、6款農林水産業費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（極 檀 浩君）

6款農林水産業費の決算につきまして補足説明を申し上げます。

令和5年度における農作物の生育につきましては、春先の気温が平年より高めに推移したことで生育が早まる傾向にありました。また、8月の記録的な猛暑、干ばつの影響も強く受け、農業生産にとっては厳しい環境でありました。

5年産の生産概況ですが、水稻につきましては、南部・下北地方の作況指数が102のやや良となり、10アール当たりの収量は571キログラムと前年産からは若干の増となりました。1等米比率は、カメムシ等による着色不良の被害や猛暑による高温障害の影響で白未熟粒の発生が多く見られ、74.1%と昨年産を大幅に下回る結果となりました。

野菜全般につきましては、7月から8月に記録的な高温が続いた影響により、ナガイモ、ネギ等の露地品目やトマト等の施設品目で収量、品質の低下が見られました。9月以降は回復したものの、全般の収量の減少や下位等級品の割合が多いなど、平年を下回る結果となりました。

果樹全般につきましては、春先の気温が平年を大きく上回り、生育が10日以上早まりました。開花期の凍霜害により一部園地によっては障害果や結実不良も見られました。夏季の酷暑、ゲリラ豪雨、病害虫により収量に大きく影響を受けた品種もありました。肥大についてはおおむね良好となりましたが、全般に収量減となりました。

販売面では、米穀の60キログラム当たりの概算金は、まっしぐら1万800円、つがるロマン1万1,000円と、前年産より1,500円上昇しましたが、長引く資材高騰の中、経営面では厳しい状態となりました。野菜については、8月以降、猛暑の影響により品質の低下が見られ、数量が減少し、不足感から高単価での販売となり、9月以降は天候がやや回復したものの、全般的に流通量が非常に少ない中で、総じて堅調な販売となりました。果樹については、他産地の収穫量の減少や品質の低下により流通量が少なく、高値基調のまま推移し、堅調な販売となりました。花卉については、需要に対する品薄感から高値で取引され、安定した販売となりました。畜産については、枝肉価格、子牛価格ともに前年を下回る取引が続きました。全体的には、出荷頭数、上場頭数が増えたため、前年並みの販売状況となりましたが、経営面では飼肥料価格の高騰の影響を受け、厳しい販売状況が続いております。

それでは、決算書88、89ページをお開き願います。6款1項1目農業委員会費は、農業委員13名及び農地利用最適化推進委員12名の活動費であります。農業委員会では、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化を中心に、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を行っております。

1節報酬360万6,000円は、農業委員会総会、現地確認及び農地パトロールにおける報酬であります。

90、91ページをお開き願います。12節委託料55万円は、農地台帳システムの保守、維持管理に係る委託料で、16万5,000円と農地台帳システムの改修業務委託料38万5,000円であります。

18節負担金、補助及び交付金52万3,000円は、県農業会議負担金31万7,000円が主なものであります。

2目農業総務費は、農林課職員の人件費と各集会施設等の維持管理費が主なものであります。

2節給料から4節共済費は、職員6名分の人件費であります。

10節需用費から13節使用料及び賃借料は、各地域に設置している9つの集会施設のほか、SAN・SUN産直ひろば研修館及び農産物加工センター等の維持管理に要した経費であります。

92、93ページをお開き願います。17節備品購入費20万4,000円は、農産物加工センターで使用していたみそこし器が故障し、使用できなくなったことから新たに購入したものであります。

3目農業振興費は、当町の農業振興に要した経費で、各団体への負担金、補助及び交付金が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金の補助金につきまして、主な事業をご説明いたします。葉たばこ生産環境改善事業費補助金660万7,000円は、立ち枯れ病を防ぐための薬剤購入費及び生分解マルチの購入費を補助したものであります。農業用水路管理事業費補助金112万9,000円は、農業用水路、延長7万8,792メートルの維持管理のため、土地改良区に対して補助したものであります。経営所得安定対策推進事業費補助金112万5,000円は、三戸町農業再生協議会が行う米の生産調整、水田フル活用に係る説明会や現地調査などの事務費に対する補助であります。農業活性化協議会補助金4,000円は、持続可能な農業経営を目標に、農業新規作物導入に向けて視察研修を行った際の経費であります。農業レベルアップ事業費補助金50万円は、認定農業者などが農業所得の向上を目的に導入した設備、機械の購入費や、技術取得等の実施などに要する経費に補助したもので、機械購入5件、電動剪定ばさみ3件に対して補助したものであります。鳥獣対策総合事業費補助金215万8,000円は、三戸町有害鳥獣被害対策協議会に対する補助であり、三戸町鳥獣被害対策実施隊が行う有害鳥獣の捕獲、追い払い等に要する経費や、狩猟免許取得経費等に対する補助であります。令和5年度は、猟銃免許取得1名、わな免許取得1名、電気柵の設置2名に対して補助したものであります。また、5年度の有害鳥獣捕獲の実績は、ツキノワグマ10頭、イノシシ2頭、カラス13羽、ハクビシン3頭でありました。農業次世代人材投資事業費補助金300万円は、農業を始めてから経営が安定するまでの間、就農後5年間、最大1人150万円交付される給付金で、令和3年度に就農した2名分であります。農業経営発展支援事業費補助金166万8,000円は、新規就農者が就農する際に必要な経費に対しての補助で、新規就農者4名に交付したものであります。収入保険加入推進事業費補助金30万3,000円は、農業経営のセーフティーネットである収入保険への加入を推進することを目的とし、収入保険掛金の一部を助成したもので、13名に交付したものであります。新規就農者育成総合対策費補助金450万円は、就農後3年間、最大1人150万円交付される給付金で、令和4年度に就農した3名分であります。

交付金のうち、中山間地域等直接支払交付金1億737万3,000円は、中山間地域において、将来にわたり農業や集落を維持していくための交付金として、対象農地面積約751ヘクタール、27の集落協定に交付したものであります。多面的機能支払交付金885万3,000円は、農業の持つ多面的機能を維持、発揮するための共同活動に対する交付金として、対象農地面積約288ヘクタール、8つの活動組織に交付したものであります。

94、95ページをお開き願います。4目果樹生産振興対策費は、果樹の生産振興に要

した経費で、負担金、補助及び交付金が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金の特産果樹産地育成ブランド確立事業費補助金307万9,000円は、桜桃雨よけハウス4棟の設置に要する経費に対して補助したものであります。果樹生産省力化設備整備事業費補助金240万円は、防除作業の効率化を図るため、泉山農業組合が導入したスピードスプレーヤー1台に対する補助であります。

5目畜産費は、畜産振興及び町営牧野の管理に要した経費が主なものであります。

10節需用費の肥料代463万4,000円は、町営牧野約20ヘクタールに散布する草地用複合肥料及び土壌改良剤の購入費であります。

18節負担金、補助及び交付金の田子高原広域事務組合負担金170万5,000円は、広域事務組合の議会運営費、牧野管理費、公債費に対する負担金であります。肉用牛配合飼料転換促進支援事業費補助金545万円は、購入飼料代金の高騰が続く中、飼料自給率の向上や持続的な畜産経営の取組を行う畜産農家39戸、1,090頭に1頭当たり5,000円の補助を行ったものであります。三戸町子牛生産向上支援事業費補助金181万5,000円は、飼料価格の高騰や販売子牛価格の低迷が続く中、畜産農家の経営維持と生産意欲の向上を図るため、出生頭数に応じて補助したもので、畜産農家34戸、363頭に1頭当たり5,000円の補助を行ったものであります。

6目土地改良総務費は、農道の維持管理に要する経費が主なものであります。

15節原材料費65万4,000円は、大雨等により洗掘された農道の補修用碎石の購入費であります。

7目県営土地改良事業費は、県営土地改良事業に要した経費が主なものであります。

96、97ページをお開き願います。16節公有財産購入費の農道等用地購入費273万1,000円は、梅内地区の農道、駒木地区の交流基盤整備に係る用地の購入に要した経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金3,116万1,000円は、梅内地区の農道整備、清座久保荒田地区の集落道整備に要する用地買収、支障物件の補償に要した事業費への負担金であります。防災ダム整備事業負担金329万6,000円は、夏坂ダム及び花木ダム整備事業に係る負担金でございます。

21節補償、補填及び賠償金の農道等改良舗装工事支障物件補償費1,508万8,000円は、駒木地区の交流基盤整備に係る支障物件の補償に要した経費でございます。

8目農村環境改善センター費及び9目基幹集落センター費は、両施設の維持管理に要する経費であります。施設の利用状況は、斗川地区の農村環境改善センターが149件で、延べ3,189人、猿辺地区の基幹集落センターが54件で、延べ1,133人であります。

98、99ページをお開き願います。2項林業費は、森林の有する機能を総合的に発揮させるために実施する森林施業や森林資源の維持造成に要した経費であります。

1目林業総務費は、町有林の維持管理経費が主なものであります。

2節給料から4節共済費は、職員1名分の人件費であります。

11節役務費、104万6,000円は、町有林4か所、約267ヘクタール分の森林保険料であります。

12節委託料170万2,000円は、令和元年度に三八地方森林組合と締結した森づくり協定に基づいて整備を進める貝守深山地区の町有林整備に係る委託料で、令和5年度は造林作業5.96ヘクタール、下刈り作業21.73ヘクタールの合計27.6ヘクタールを整備したものであります。

2目林業振興費は、林業の振興に要した経費であります。

13節使用料及び賃借料306万3,000円は、大雨などにより荒廃した林道の再整備に要した重機借上料199万8,000円と林地台帳管理システム借上料106万5,000円であります。

す。

100、101ページをお開き願います。18節負担金、補助及び交付金、森林整備事業費補助金300万円は、優良な木材と健全な森林の維持造成を図るために実施した造林、間伐、枝払い等に対する補助金であり、人工造林3.37ヘクタール、下刈り17.54ヘクタール、除伐2.20ヘクタール、保育間伐20.83ヘクタール、枝打ち7.42ヘクタールの合計51.36ヘクタールを整備したものであります。木の駅プロジェクト事業費補助金25万4,000円は、森林に残され、利用されていない間伐材等の有効活用を通じた森林整備と、地域通貨券による地域活性化を図る取組に対して補助したものであります。令和5年度は2,619本、54立米を出荷しました。薪ストーブ購入設置事業費補助金137万8,000円は、森林資源の循環及び効率利用の促進を目的とし、まきストーブの購入、設置費用に対する補助であり、令和5年度は16名に補助したものであります。

3項水産業費は、熊原川における資源の増強や環境の保全管理などに要した経費であります。

1目水産業振興費は、水産業の振興に要する経費であります。

18節負担金、補助及び交付金、ち魚放流事業費補助金30万円は、河川の資源増強を図るために実施したアユ、イワナ等の稚魚放流に対する補助金であります。放流した内容は、アユ2万尾、イワナ2万尾、ヤマメ2万尾、サクラマス5,000尾であります。

以上で6款農林水産業費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

藤原委員。

○藤原 文雄委員

93ページの18節負担金、補助及び交付金のところでございます。備考の下から6番目、農業用廃プラスチック回収事業費補助金について、この事業をやっている団体はどこなのかということが第1点。この金額を算出する根拠となっているのは、数量なのか、実施された回数なのか、どちらなのか伺います。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの藤原委員の質問、廃プラスチックの回収事業費補助金ということです。これをやっている団体は、農協と、あと近隣、三戸、田子、南部町とで組織する協議会、こちらでこの事業を行ってございます。廃プラの回収場所は、農協の4号線のグリーンセンターとか、斗川支所とか、各町の支所とかというところでやってございます。

料金については、これはキロ当たりで単価を設定してございます。協議会開いたときに、今年度はこれでいきましょうということで設定しているものでございます。農家がまず使った廃プラスチックを集めて、収集場所に持ってきたときにキロを量りまして、その分の使用料をいただくと。その中でやって運営していますけれども、それプラスその分に対して、例えば三戸町で100キロ使ったとすると、それに対して幾らですよという負担金が生じるというふうな仕組みとなっております。

以上です。

○藤原 文雄委員

ただいま説明していただきましたけれども、三戸町もこの協議会の中に入っている

ということ、そうすれば確認でちょっと伺いますが、そういった場合に、三戸町の立場として意見するようなことはあったのかなかったのか。例えば回数のことなのですが、何回やっているのか私も把握はしていないのですが、その団体で決められるということなのですが、町民の側からいろいろ意見があったりすると思っていて、回数等についてとか、町側の考えとかを言う機会があったのか伺います。

○農林課長（極 檀 浩君）

この協議会の運営に対してですが、春先に、春と秋ですか、大体2回ほど、構成する関係者で会議を開いてございます。今年度も春やりましたが、例えばその中では町としてどうするか、これの広報については農協がメインですけれども、町としても広報に載せるとか、チラシをまくとか、そういうことをしましょうですとか、あと回収の時期、これは作業が終わった時期に大体合わせます。春先に1回と、今、あさって、猿辺の支所でまず回収があります。三戸の場合だと、グリーンセンターと猿辺という形で、あと斗内の支所でやるときもありますけれども、それは各町村、自治体で設定してやるということになります。

町民からいろんな意見があるかなという話ですが、これに関しては直接町へはあまり話は来ないと、農協がやっているのだよという多分理解が高いと思います。

回収につきましては、各町からも担当者が行ってお手伝いしたりとか、そういうことはしてございます。最近、フレコンバッグにみんな積んで一括で、軽米の業者ですけれども、業者に搬入してもらうというような形も取ってございます。主にあるのは、やっぱりマルチです。マルチを出していると、あとビニールハウスのビニール、こちらも古くなったものはこのときに出して処理していただくというような形を取ってございます。

以上です。

○委員長（澤田 道憲君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、歳出、7款商工費について説明を求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

7款商工費について補足説明申し上げます。

100ページ、101ページをお願いいたします。1項1目商工業振興費でございます。この目は、商工業及び物産振興に係る経費でございます。

12節委託料の商品宅配サービス事業委託料26万5,000円は、三戸町社会福祉協議会に委託して実施したもので、重い荷物を運んだり、買物に行くことが困難な方に商品をお届けするサービスです。これまでの買物弱者対策支援事業から、契約の名称に合わせ事業名を変更しておりますが、事業内容に変わりはありません。サービス利用者は4人で、御用聞きが年間140回、宅配が93回の計233回の訪問実績がございました。102、103ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金のプレミアム付商

品券発行事業費補助金1,047万2,000円は、町内の消費喚起と地域経済の活性化を図るため、町商工会が実施するさんのへプレミアム付商品券発行事業に係る経費に補助金を交付したものです。昨年10月から翌年2月まで実施したもので、5,000円分の商品券を4,000円で購入できるプレミアム率25%の商品券で、換金率は99.72%となっております。

次に、エネルギー価格等高騰対策事業者支援金2,043万円は、町内に事業所を有する事業者のエネルギー価格高騰の負担軽減を図るため、一律3万円の支援金を681件交付したものです。

次に、下から2行目の立地企業雇用奨励金40万円は、誘致企業として目時地区で新工場の操業を開始した事業者に対し、三戸町立地企業雇用奨励金交付要綱に基づき、操業開始日から3年の間に新規従業員を継続して1年雇用した場合、1人につき町内の方は20万円、町外の方は10万円を雇用奨励金として会社にお支払いするものです。今回、町内1人、町外お二人の方が該当したものです。

次に、2目観光費に移ります。この目は、町の観光振興に要した経費でございます。観光PRや城山公園、金洗沢公園の各公園やおまつり広場等の整備、管理運営に係る経費が主なるものでございます。

12節委託料の業務委託料1,132万7,000円は、城山公園、金洗沢公園、関根ふれあい公園、藤子ふれあい公園、おまつり広場等の管理を三戸町社会福祉協議会に委託して行っているもので、4人体制で業務を行っております。

同じく12節の城山公園樹木伐採撤去業務委託料29万4,000円は、祥鷹閣や参道付近等にあった木全体が腐食し、倒木の危険性がある3か所の桜木の伐採を行ったものです。次の歴史民俗資料館裏桜木剪定等業務委託料49万9,000円は、資料館裏の枯れ枝により建物に支障または支障を及ぼす可能性のある枝の剪定を行ったものです。また、一部腐食している部分は撤去し、養生作業を行っております。

金洗沢公園利活用調査業務委託料83万3,000円は、同公園の今後の利活用を探るため、キャンプスペースやマウンテンバイクのコースレイアウトについて実施可能調査を行ったものです。キャンプスペースは、雷平側駐車場に近い場所に、車両の乗り入れが可能かつ植栽の整理程度で整備が可能な区画サイトとフリーサイトを6区画程度配置しようとするものでございます。公園全体で約13万平米のうち、1,200平米程度をベースに検討したものでございます。今後は、実際に公園内でキャンプをしている利用者からの意見も反映させながら整備していきたいと考えております。マウンテンバイクのコース整備については、用途別に初心者向けや上級者向けのコースのレイアウトが可能との意見をいただいております。ただし、整備等費用が高額になると見込まれるため、費用対効果として利用客の状況や近隣の類似施設の稼働状況、コース設定等を含めてしっかりと調査をしていきたいと考えております。

その下の前年度繰越明許分、産業廃棄物収集運搬処分委託料27万5,000円は、城山公園、亀池橋の塗膜除去作業において、有害物質の特別管理産業廃棄物の処分が必要になったものです。当初工事請負費で処分料を見込んでいたため、その分を委託料に流用して支出したものです。

104、105ページをお願いいたします。14節工事請負費、城山公園駐車場外区画線工事請負費54万4,000円は、城山公園標本木周辺の駐車場ライン整備が主なものでございます。下の前年度繰越明許分、亀池橋補修工事請負費717万4,000円は、亀池橋の欄干の色あせや橋台、桁の損傷に係る塗装補修工事を行ったものでございます。

18節負担金、補助及び交付金の観光推進事業費補助金550万円は、三戸町観光協会が行った事業推進体制の強化と春まつり開催に要する経費に対する補助金でございます。

す。次のさんのへ秋まつり事業費補助金374万1,000円は、さんのへ秋まつり実行委員会に対し補助金を交付したもので、山車組6町内会が参加し、4年ぶりに3日間のフル開催されました。

次に、3目道の駅管理費でございます。この目は、道の駅さんのへの管理運営に要した経費でございます。

12節委託料の道の駅さんのへ指定管理料766万8,000円は、前年度より100万円の増となっております。燃料や物価の高騰による電気料の影響分を増額したものでございます。

以上で7款商工費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

五十嵐委員。

○五十嵐 淳委員

2点質問させていただきます。

ページでいうと102ページ、103ページで、まず1目18節の商工振興費の補助金の不用額、いわゆる使わなかった予算というのが約360万円超あるのですけれども、こちらの振興費でこれだけだと、事業費、いろいろな事業ができたものがもしかして使われていなかったのかなと思ひまして、その内容だったり、理由があれば教えてください。

2点目が、2目の、こちらも12節の委託費で、城山公園ライトアップ委託料というのが約65万円あるのですけれども、こちらはライトアップを施行する、いわゆる電気事業者のような事業者のほうに直接委託されているのか、もしくは例えば観光協会などを通じた間接委託になっているのかお聞かせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

五十嵐委員の2点のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目が103ページでございます補助金の不用額、1目商工業振興費の負担金、補助及び交付金の369万7,404円の不用額が多いので、ほかの事業にも充てられたのではないかとご質問でございます。ここの残額をちょっとご紹介いたしますと、事業別にございまして、合計で369万7,000円のうち、中小企業特別保証融資制度の補助金、これの残が197万円、空き店舗活用事業費補助金が154万円、あとパワーアップ事業の補助金が15万8,000円と、もう一つがプレミアム付商品券が2万8,000円の残というふうになってございまして、そのほとんどが中小企業の保証料と空き店舗の残となっているものでございます。この残につきましては、例えば融資を受けたい方の保証のほうの確保というところで、3月の末まででしたので、余裕を持って減額をせずに、借りたい方がいる場合の保証料の補助ができるようにというもので残しておいたもの、あと空き店舗活用事業補助金につきましても同様の考えで、事業をやりたいといった方に対して、年度末ぎりぎりまで、急に出てきた場合に対応できるようにということで150万円の残を残しておいたものでございます。

あと、ライトアップの委託料、城山の委託料でございますが、これは直接町内の電気事業者のほうにお支払いをしているものでございます。

以上です。

○委員長（澤田 道憲君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、歳出、8款土木費について説明を求めます。

○建設課長（齋藤 優君）

8款土木費の決算につきまして補足説明を申し上げます。

土木費は、町民皆様の生活や産業基盤となる町内の道路、橋梁の維持や新設改良、公園や町営住宅の維持管理を行うための経費でございます。

104ページ、105ページをお願いいたします。1項1目道路河川総務費の2節給料から、106ページ、107ページの4節共済費までは、建設課職員7名分の人件費でございます。

12節委託料52万5,000円と13節使用料及び賃借料48万6,000円は、土木工事の積算に用いておりますシステムの保守と借りに要した経費が主なものでございます。

2目道路維持費は、延長約339キロメートルの町道や町内約2,400か所に設置しております街路灯の維持管理、建設課所有の車両の維持管理、道路補修に係る重機の借上げ、道路補修工事、道路維持補修材料の購入、除雪作業等を行うための経費でございます。

10節需用費の消耗品費279万2,000円は、融雪剤の購入が主なものでございます。電気料887万9,000円は、街路灯の電気料金でございます。修繕費90万1,000円は、街路灯と建設課で管理する車両の修理に要した経費でございます。

12節委託料8,871万7,000円は、道路台帳の修正、橋梁補修に係る調査設計、町が管理する道路の草刈りや通行の支障となる樹木の伐採などの道路維持作業に要した経費でございます。

13節使用料及び賃借料の重機借上料1,199万6,000円は、町内24件の維持補修に要した経費でございます。LED街路灯借上料1,019万1,000円は、町内約2,400か所に設置している街路灯の借上げに要した経費でございます。除雪機械借上料5,182万5,000円は、町内338路線、約228キロメートルの除雪を行うため、建設業者11者の重機28台の借上げに要した経費でございます。令和5年度の除雪稼働日数は、11業者で39日でございました。

108ページ、109ページをお願いいたします。14節工事請負費7,888万9,000円は、町道舗装補修及び区画線設置工事のほか、19件の道路補修、側溝の入替え、擁壁・土留めの補修などの道路維持工事、橋梁補修工事、防犯灯の設置に要した経費でございます。

15節原材料費の道路維持補修材料購入費135万9,000円は、町道等の補修に必要な砕石の購入に要した経費でございます。

17節備品購入費の除雪車購入費1,706万8,000円は、除雪作業に活用する重機1台の購入に要した経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金の道路除雪活動報奨金20万円は、町が管理する道路の除雪について、三戸町道路除雪活動報奨金交付要綱に基づき、除雪機やトラクター等を使用して除雪を行った1町内会に対しまして、報奨金を交付したものでございます。

除雪車両運行記録装置整備費補助金66万7,000円は、町が管理する道路の除雪に当たる業者が所有する除雪機械に運行状況等を記録することができる装置を整備する費用を補助したもので、2台分でございます。

3目道路新設改良費の12節委託料1,664万3,000円は、町道沼ノ久保差ヶ久保2号線ほか3路線の道路改良に伴う測量設計に要した経費でございます。

110ページ、111ページをお願いいたします。14節工事請負費の清水田地区水路改良工事請負費290万4,000円は、水路延長45.4メートルの整備に要した経費でございます。

16節公有財産購入費の町道用地購入費44万4,000円は、町道沼ノ久保差ヶ久保2号線道路改良舗装工事に伴う用地約935平方メートルの購入に要した経費でございます。

21節補償、補填及び賠償金の町道拡幅支障物件補償費21万7,000円は、町道沼ノ久保差ヶ久保2号線道路改良舗装工事を実施するに当たり、支障となる立ち木の補償に要した経費でございます。

2項都市計画費は、三戸都市計画区域1,779ヘクタールで、220ヘクタールの維持管理を行う経費でございます。

1目都市計画総務費、12節委託料の同心町地区防空壕測量設計業務委託料151万8,000円は、同心町諏訪内地区にある防空ごうの崩落防止対策工事に係る測量設計に要した経費でございます。沖中児童公園維持管理業務委託料5万円は、元木平地区にある沖中児童公園の維持管理を元木平町内会に委託したものでございます。都市計画図GIS背景データ作成業務委託料116万6,000円は、都市計画区域内の地形図と用途区域背景データを既存システムに登録するために要した経費でございます。

14節工事請負費1,531万2,000円は、同心町諏訪内地区にある防空ごうの崩落防止対策工事に要した経費でございます。

27節繰出金1億2,244万7,000円は、三戸町下水道事業特別会計に繰り出したものでございます。

3項住宅費は、町営住宅11団地201戸の維持管理と（仮称）まちなか第1団地整備に関する経費が主なものでございます。

2節給料から、112ページ、113ページの4節共済費までは、建設課職員2名分の人件費でございます。

10節需用費の修繕費367万1,000円は、町営住宅の屋根や外壁等の修理27件分でございます。

11節役務費の火災保険料22万円は、町営住宅201戸分の火災保険料でございます。前年度繰越明許分、手数料61万7,000円は、公営住宅整備事業に係る事業説明会の開催を周知するための新聞広告手数料45万9,000円が主なものでございます。

12節委託料の前年度繰越明許分、（仮称）まちなか第1団地用地測量等業務委託料935万円は、事業用地の測量、土地の起伏や建物等の位置を明らかにする現況測量、事業用地にある支障物件に関する補償調査、租税措置法の適用を受けるための土地収用法による事業認定申請業務に要した経費でございます。

14節工事請負費128万7,000円は、箸木山住宅2棟の解体に要した経費でございます。

16節公有財産購入費の前年度繰越明許分、（仮称）まちなか第1団地整備事業用地購入費5,317万円は、事業用地7,880平方メートルの購入に要した経費でございます。

21節補償、補填及び賠償金の前年度繰越明許分、（仮称）まちなか第1団地整備事業用地支障物件補償費2,750万4,000円は、整備事業用地にある建物や立ち木などの補償に要した経費でございます。

以上で8款土木費決算の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、歳出、9款消防費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

9款消防費につきまして補足説明を申し上げます。

112ページ、113ページをお願いいたします。9款消防費、1項1日常備消防費でございますが、18節負担金、補助及び交付金にあります八戸地域広域市町村圏事務組合負担金1億8,357万7,000円は、消防費と消防公債費の負担金であります。職員数は、広域事務組合全体で426人、三戸消防署は署長以下31人が配属されており、常時8人から9人が24時間体制で勤務をしております。三戸消防署における令和5年の町内出動件数は、火災6件、救急471件でありました。

2目非常備消防費であります。1節報酬にあります消防団員報酬2,211万8,000円は、団員に対する年額報酬と火災、水害訓練等に伴う出動報酬の合計額となっております。

114、115ページをお願いいたします。7節報償費の報奨金285万8,000円は、消防団本団及び分団に対する運営管理報奨金と夜間巡回に対する報奨金等であり、団員報酬の個人支給に伴い管理運営費算定基準を見直したことにより、増額となっております。団員数は、令和4年度409人であったものが、令和5年度は394人と15人の減となっております。令和5年度の出動回数でございますが、火災が9回、風水害等1回、演習訓練等46回、その他74回の計130回、出動団員は延べ4,490人でありました。

10節需用費の電気料114万3,000円は、消防団屯所19施設の電気料であります。修繕費279万5,000円は、消防団車両及び小型ポンプ等の修繕に要した経費であります。

17節備品購入費の消防資機材購入費301万3,000円は、集中豪雨等による低地の浸水や内水氾濫への備えとして排水ポンプを配備したほか、団員の活動服、ホース、その他の資機材を購入したものであります。

18節負担金、補助及び交付金の市町村総合事務組合負担金1,010万3,000円は、団員の活動時における公務災害補償及び退団時の退職報償負担金を当該事務組合に支払ったものであり、下から3行目の消防団員福祉共済掛金助成金118万2,000円は、団員のけがや疾病による入院や死亡時に見舞金を支給する共済制度への助成金であります。

3目10節需用費の消耗品費24万7,000円は、災害備蓄品として女性用品や乳幼児、高齢者向けの紙おむつを購入したものであります。

116ページ、117ページをお願いいたします。11節役務費の災害対策費用保険料60万1,000円は、町が避難指示等を発令した際、応急救助を行うための費用の一部が補償される保険制度の費用であります。

以上で9款消防費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

質疑を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

9月10日午前10時、決算特別委員会を再開することとし、本日はこれで散会します。

(午後 2時25分)

2日目 令和6年9月10日（火）

○日程

1. 議案第51号 令和5年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
(歳出10款教育費から13款予備費まで款ごとに審査)
2. 議案第52号～第58号 令和5年度各特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入・歳出一括審査)
3. 議案第51号 令和5年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について（採決）
4. 議案第52号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
5. 議案第53号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
6. 議案第54号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
7. 議案第55号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
8. 議案第56号 令和5年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
9. 議案第57号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
10. 議案第58号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について（採決）

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員（14人）

1番	五十嵐	淳	君
2番	松尾	道郎	君
3番	柳	雫	君
4番	小笠原	君	男
5番	和田	誠	君
6番	山田	将之	君
7番	栗谷川	柳子	君
8番	藤原	文雄	君
9番	番屋	博光	君
10番	千葉	有子	君
11番	久慈	聡	君
12番	澤田	道憲	君
13番	佐々木	和志	君
14番	竹原	義人	君

○欠席委員（０人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	貝守世光君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	税務課長	下村太平君
	三戸中央病院事務長	松崎達雄君
	総務課財政指導監	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君
	三戸中央病院事務次長	中村義信君
	総務課防災危機管理室長	馬場幸治君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	金子祐之君

他、各所属の班長級職員等

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬場均君
総括主幹	櫻井優子君

(午前10時00分)

○委員長（澤田 道憲君）

ただいまから本日の会議を開きます。

議案第51号を議題として、前日の議事を続行します。

委員長からお願いを申し上げます。質疑を行う際には、決算書のページを述べてから、関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。なお、議題外及び範囲を超える質疑は行わないようお願いいたします。あわせて、質疑及び答弁は簡潔明瞭に発言いただき、効率的な議事運営にご協力をお願いいたします。

また、重複する質問は避け、質問者の要望や自己の意見で終わることのないようお願いいたします。

歳出、10款教育費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

10款教育費について補足説明申し上げます。

教育委員会では、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む小中一貫教育の推進に努めてまいりました。

116ページ、117ページをお願いします。10款教育費ですが、教育費全体の支出額は5億2,920万3,000円で、一般会計の歳出総額に占める割合は7.6%であります。

1項1目教育委員会費は、教育委員4名の会議や各種行事等、延べ128回の出席に係る委員報酬75万5,000円が主なものであります。

2目事務局費の1節報酬、会計年度任用職員報酬842万9,000円は、三戸中学校で英語、数学、生徒指導の支援を行う小中一貫教育支援特別講師3名と三戸高等学校魅力化ミッションを行っている地域おこし協力隊1名への報酬です。

118ページ、119ページをお願いします。11節役務費の英語検定GTEC検査手数料31万8,000円は、8年生を対象に英語の話す、聞く、読む、書くの4技能についての検査を行ったものです。

12節委託料の業務委託料78万1,000円は、部活動の遠征等73回の運行に要したものです。学習コーチ事業委託料80万円は、7、8、9年生を対象に実施した勉強のやり方や学習計画の立て方に関する学習コーチ講演会3回と、6年生への中学校進学前の不安解消や学習習慣形成のための7年生進級前ガイダンス、三戸高等学校の進学希望生徒に対する学習コーチ講演会の実施に対する委託料です。探究コーチ事業委託料50万円は、5年生から9年生を対象に、勉強したことが社会でどのように生かされているかを探究し、学習意欲の向上を図るために実施した5回の講演会に要した費用です。三戸高等学校クリエイティ部活動支援業務委託料556万9,000円は、第一線で活躍しているクリエイターを講師に創造力、クリエイティビティーを使って地域課題解決をテーマとした実践活動を行いました。昨年度は、三戸高校のPRポスターの作成やコミュニティスペースの整備への支援などの活動を行っております。このクリエイティ部の活動は、今年度岐阜県で行われた全国高等学校総合文化祭で最優秀賞を受賞しております。

13節使用料及び賃借料の部活動支援バス借上料177万5,000円は、複数の遠征が重な

った場合、町保有の部活動バス 1 台で対応することのできない遠征等について、民間業者のバスを借り上げたものであり、18回運行しました。

17節三戸高等学校下宿用備品購入費83万8,000円は、全国募集生徒が新たに3名入学することとなったことから、机やエアコン等の購入に要した経費です。

18節負担金、補助及び交付金の三戸地方教育研究所負担金1,058万1,000円は、三戸町と田子町2町の教育振興のため、教員研修、教育相談、学力調査の分析、特別支援学級への在籍が必要かどうかを判定する教育支援委員会などの業務を行っている三戸地方教育研究所に対する負担金であります。三戸地方未来塾事業費補助金100万円は、プログラミング教育を行うICTクラブの運営に要する費用で、小学生15名、中学生9名が参加し、6月から3月まで合計25回実施しました。三戸高等学校魅力化推進事業費補助金350万円は、延べ357名分の各種検定料補助、町外からの通学者45名と町内の通学時間に公共交通機関のない地域からの通学者4名への通学費補助、進路達成に向けた14名への学習計画作成支援、高総体等の部活動遠征費などの支援をしたものであります。海外研修事業費補助金356万7,000円は、姉妹都市のオーストラリア・タムワースへ8年生10名の派遣を行ったものであります。

120ページ、121ページをお願いします。3目語学指導外国青年招致事業費ですが、英語科の充実のために配置しているALT2名の雇用に係る1節、会計年度任用職員報酬615万1,000円が主なものであります。

2項1目小学校費の学校管理費であります。この目は三戸小、斗川小の2校の管理運営に要した経費であります。

1節報酬の学校医等報酬106万7,000円は、児童の耳鼻科、眼科、内科、歯科健診に要する学校医等に対する報酬であります。

122ページ、123ページをお願いします。12節委託料の業務委託料1,431万8,000円は、三戸小中学校5名、斗川小学校1名、合計6名の用務員と三戸小中学校の日直1名に対する業務委託料です。三戸小目時地区通学バス委託料から斗川小豊川地区通学バス委託料は、三戸小、斗川小、合計89名の通学バス運行に要する費用で、5路線合計で3,080万4,000円を要したものです。情報通信ネットワーク環境整備支援委託料79万2,000円は、タブレット端末使用について、各学校の活用状況に応じた各種設定や運用支援に要した経費です。

13節使用料及び賃借料の三戸小スクールタクシー借上料246万9,000円は、蛇沼地区からの小中学生10名の通学に要した費用です。

124ページ、125ページをお願いします。17節備品購入費の工具購入費188万1,000円は、電子黒板等24品の各種備品購入に要したものです。

2目教育振興費であります。1節報酬の会計年度任用職員報酬1,054万5,000円は、学習障害等、教育上特別の支援を必要とする児童への指導充実のために、各学校に配置している小中一貫教育チューター6名分の報酬です。

2節給料の会計年度任用職員給料235万4,000円は、ICT教育の推進と教員の負担軽減のため、三戸小中学校に配置しているICT支援員1名の給料です。

17節備品購入費の理科教材備品購入費100万円は、理科教育の振興のため、3年に1度実験器具等の理科教材を購入しているものです。

18節負担金、補助及び交付金の全国大会等出場支援事業費補助金49万5,000円は、空手、相撲、バトン、卓球、野球の東北大会以上の大会出場に対するものです。

19節扶助費では、経済的に就学困難な児童の保護者に対し、給食費や学用品費等を援助する要保護及び準要保護児童43名に対する就学援助費387万5,000円が主なものであります。

126ページ、127ページをお願いします。3項中学校費、1目学校管理費であります、この目は三戸中学校の管理運営に要した経費であります。

12節委託料の三戸中学校斗内地区通学バス委託料701万円は、斗内、豊川地区の生徒23名の通学に要した経費です。

13節使用料及び賃借料の三戸中スクールタクシー借上料300万4,000円は、目時地区5名、大舌地区2名、蛇沼地区2名の通学に要したものです。

2目教育振興費であります、1節報酬の会計年度任用職員報酬149万2,000円は、三戸中学校へ部活動指導員4名を配置したものです。

7節報償費のジュニアクラブ指導者謝金11万7,000円は、昨年8月から休日の部活動の地域移行を行った4クラブの指導者への謝金です。

18節負担金、補助及び交付金の中体連等生徒派遣事業費補助金413万2,000円は、中体連等の各種スポーツ大会及び吹奏楽部のコンクールへの派遣に要した経費です。昨年度の秋季大会から中体連が三八地区合同開催となったことによる移動経費の増加等により、89万2,000円の増額となっております。

19節扶助費の要保護及び準要保護児童就学援助費502万7,000円は、経済的に就学困難な生徒の保護者36名に給付したものです。

4項1目社会教育総務費であります、教育委員会では、町民が生涯にわたって自己の啓発、向上を目指し、生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人のつながりを大切にする豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるよう、社会教育の推進に努めてまいりました。

7節報償費は、三戸小の児童を対象に行った放課後子ども教室の運営に関わるコーディネーター謝金22万6,000円が主なものです。三戸小子ども教室は、登録児童13名で、年間102日開設し、安全で安心な放課後の居場所を提供しました。

128ページ、129ページをお願いします。12節の放課後子ども教室事業委託料は、放課後子どもプラン運営委員会に対する運営委託料70万円の支出であります。子供たちの学習支援や安全管理を行う教育活動推進員8名への謝金が委託料の主な内容であります。

18節負担金、補助及び交付金の社会教育活動推進事業費補助金168万8,000円は、三戸町文化協会、三戸町連合婦人会等6団体への活動費補助金であります。さんのへ農業小学校事業費補助金42万円は、農業体験を通して働くこと、協力し合うことの大切さを身につけさせるため、三戸食農推進協議会が行っている農業小学校運営事業に対する補助金であります。登録児童15名が12回の体験活動を実施しました。南部俵づみ唄全国大会補助金160万円は、平成元年に始まり第31回を迎えた大会の開催に対する補助金であり、本大会へは47名、子ども大会へは6名の参加がありました。

2目公民館費であります、7節報償費の公民館講座謝金56万円は、押し花やアロマフィットネス、料理などの10講座開設に係る講師謝金であり、135名が参加し、延べ346名が受講しました。公民館分館職員謝金37万8,000円は、7分館21名の分館職員に対する謝金であり、健康教室や料理教室など20の講座を実施していただいております。

12節委託料の業務委託料780万9,000円は、公民館の受付、清掃、日直に係る委託業務に要した経費であります。

130ページ、131ページをお願いします。14節工事請負費の外構等整備工事請負費129万8,000円は、ジョイワーク前に降雨時に水たまりが発生していたことから、側溝の新設等の工事を実施したものです。

3目図書館費であります、図書館の開館日数は297日、入館者数は前年度から1,392

名増加し、延べ8,702名、貸出冊数は1万6,615冊でした。また、令和5年度末の蔵書冊数は4万7,826冊となっております。

12節委託料の業務委託料1,044万7,000円は、図書の受付、貸出サービスの委託に要した経費で、常時3名の体制としております。

17節備品購入費の図書購入費167万8,000円は、図書968冊を購入したものです。

132ページ、133ページをお願いします。4目歴史民俗資料館費であります。令和5年度の入館者数は前年度から400名減少し、3,231名でありました。他の南部氏関連城郭と連携し、南部氏と三戸城跡を周知するため販売している御城印は、1枚300円を707枚販売し、21万2,000円の売上げでした。

1節報酬の会計年度任用職員報酬185万2,000円は、資料の解説や三戸城跡の案内等を行っている資料館長の報酬であり、来館者1,047名に対して解説を行いました。

12節委託料の歴史民俗資料館受付業務委託料573万2,000円は、常時2名の勤務体制としております。

5目文化財保護費であります。国史跡三戸城跡を後世に伝えるため、文化財の価値を保存し、適切に活用するための保存活用計画の策定を9月末完成をめどに進めているところであります。

134ページ、135ページをお願いします。12節委託料のお城講座講師派遣業務委託料44万円は、昨年6月24日に中世城郭の著名な研究者である静岡大学名誉教授の小和田哲男氏を講師に、第2回お城講座を開催したものです。

14節工事請負費の文化財案内板設置工事請負費79万9,000円は、目時館跡、貝守横館跡の2か所に案内板を設置したものです。

5項1目保健体育総務費の1節報酬の委員報酬105万円は、スポーツ推進委員14名に対する報酬であります。

18節負担金、補助及び交付金の三戸町体育協会補助金167万9,000円は、町民の体育の振興を目的に、18の競技団体やスポーツ少年団への支援、各種スポーツ教室を行っている体育協会への補助金です。

136ページ、137ページをお願いします。2目体育館費は、町民体育館の維持管理に要した経費です。利用者数は、前年度から894名増の延べ1万1,502名でした。

3目体育施設費であります。この目はパークゴルフ場、町民プール、サンスポーツランド三戸、松原公園、勤労者体育センターの維持管理に要した経費です。パークゴルフ場は、4月6日から11月28日まで開設し、期間中の利用者数は前年度から2,175名減の1万1,005名でした。町民プールは、6月15日から9月10日まで開設し、期間中の利用者数は152名減の2,775名でした。

12節委託料の業務委託料346万5,000円は、サンスポーツランド三戸の受付、清掃等の管理と松原公園の清掃に係る委託料です。パークゴルフ場芝育成管理委託料327万8,000円は、肥料、除草剤散布等の芝維持管理業務を専門業者に委託しているものです。さんのへパークゴルフ場指定管理料664万円、町民プール指定管理料599万円は、受付や清掃などの施設維持管理を指定管理者に委託しているものです。

138ページ、139ページをお願いします。4目アップルドーム管理費は、アップルドームの維持管理に要した経費です。アップルドームは、アリーナでの各種団体のスポーツ活動や各種大会、行事のほか、トレーニング室やほのぼの館への来場など、様々な用途で活用されており、令和5年度の利用者数は前年度から5,002名減の3万6,048名でした。

12節委託料の業務委託料1,069万2,000円は、利用者の受付や施設管理のための委託料です。日中は3名、夜間は2名の体制としております。

5目学校給食費ですが、町内小中学校の児童生徒及び教職員に、昨年度からは三戸高校生徒を加えた667名に完全給食を提供しました。安全、衛生で、子供の健康を重視した給食を提供するとともに、郷土食、行事食も提供いたしました。また、6月からは児童生徒分の無償化を実施いたしました。

10節需用費では、給食調理のために使用する機器、設備の運転等に要する燃料費570万2,000円が主なものとなっています。

11節役務費では、町内業者が実施した米飯容器洗浄手数料108万1,000円が主な支出となっています。

140ページ、141ページをお願いします。12節委託料では、給食の調理及び配送業務のための業務委託料2,998万6,000円が主なものであり、民間業者に委託しているものです。

17節備品購入費の厨房用備品購入費356万9,000円は、主に令和6年度からの米飯提供方式の変更に向け、保管容器や茶わんラックなどの購入に要した経費です。

27節繰出金の学校給食共同調理場特別会計繰出金2,462万9,000円は、6月からの児童生徒511名分の無償化対応分2,162万9,000円と食材費値上げ地元食材購入対応分300万円です。

以上で10款教育費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

五十嵐委員。

○五十嵐 淳委員

118ページ、119ページ、18節の委託費の海外研修事業費補助金なのですが、これ予算よりも約110万円弱価格が少ないのですが、この理由として、例えば経費等を見込んで多めに予算を取っていたのだけでも、実際はかからなかったのか、そういった何か理由があれば教えてください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

119ページ、18節の海外研修事業費補助金ということでしたが、予算上で110万円ほどの残が出ているということでしたが、こちら補正のほうが行われていまして、実際の残というのが、決算が356万7,833円ですが、実際の残は23万2,167円という残になります。こちらは、燃油関係、燃油サーチャージが増減というのがあるので、若干の余裕を見た形での予算を取っていて、23万円ほどの残になったということでございます。

以上でございます。

○藤原 文雄委員

127ページの1節報酬、その下の報償費について伺います。

不用額がそれぞれ55万2,000円と37万8,000円ということで、この不用額が出た要因として人員不足によるものなのか、事業そのものが考えていた、想定活動がなされなかったのか、こういったことで想定よりも支出が出なかったか、その理由についてお知らせください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

127ページの教育振興費のところの1節報酬、7節報償費の不用額というお話でございますが、まず1節報酬の不用額55万2,119円につきましては、こちらの2段目にあります会計年度任用職員報酬、これが部活動指導員への報酬になりますが、こちらは当初から4部活についての、柔道、卓球、スケート、サッカーについて部活動指導員を配置するというような予算を組んでおります。当初予算のときには、261日、平日は2時間で4日、休日は3時間で1日というような予算の組立てをしておりましたが、実際活動をしたところ、行事、それからテスト、様々なものがありまして、想定していたものの大体75%ほどの日数になったというところで、こちらが原因になっております。

それから、次の7節報償費のジュニアクラブ指導者謝金のところですが、大きい37万8,250円というような不用額が出ているということでございますが、こちらは昨年度、休日の部活動の地域移行というところで、これ先行的に取り組もうというところで取り組んだものになりますが、これも柔道、卓球、スケート、サッカーになりますが、当初4月からスタートの予定だったのですが、スタートを切るまでの準備がなかなかできなかったというところで、1年間の予算を組んでおりましたが、実際は8月からの実施ということになったということに伴うもの、またクラブによっては8月以降、かなり遅い段階になってしまったといったものもあったということで、こういう不用額が出たということでございます。

以上でございます。

○藤原 文雄委員

1点確認です。

ジュニアクラブの指導者については、人員としては確保ができているということでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ジュニアクラブの指導者については、現在のところ確保できております。と申しますのが、部活動指導員も各体育協会のほうに所属しているということで、部活動指導員のほうに休日の指導もお願いするというような形を取っています。それは、指導のやはり一貫性というところを重視した形ということで、三戸町の場合はそういった形、あと部活動指導以外にも協会の方で出られる方があれば、指導をしていただいているということでもあります。ただ、今後については、さらに指導者を増やしていくというのがやはり地域移行については課題というふうに捉えております。

○委員長（澤田 道憲君）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、歳出、11款災害復旧費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（極壇 浩君）

11款災害復旧費の決算につきまして補足説明申し上げます。

140、141ページをお開き願います。1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、令和5年9月21日から22日にかけての豪雨災害により被災した農地及び農業用施設の復旧に要した経費であります。

13節使用料及び賃借料の459万3,000円は、道路2件、水路2件、ため池2件の合計6件の復旧作業に要した重機借上料であります。

14節工事請負費の647万4,000円は、杉沢地区ほか6か所の災害復旧工事に要した経費であります。

142、143ページをお開き願います。2項1目公共土木施設災害復旧費は、令和5年9月及び令和4年8月の大雨等により被災した道路橋梁及び河川の復旧に要した経費であります。

12節委託料391万6,000円は、令和5年9月の大雨により被災した町道杉沢葛畑線の災害復旧工事に係る測量設計委託料であります。

13節使用料及び賃借料の1,369万9,000円は、大型土のう設置2件、土砂撤去8件、路肩補修5件、砂利敷き18件、道路補修6件、支障木撤去4件、のり面補修7件、浸透ます側溝清掃2件、護岸補修3件の合計55件の復旧に要した重機借上料であります。

14節工事請負費の2,412万3,000円は、令和5年度分として町道滝ノ又毒久保線道路補修工事ほか2件、前年度繰越明許分として茨沢線道路災害復旧工事ほか4件の合計8件の災害復旧工事に要した経費であります。

15節原材料費44万5,000円は、大雨等により洗掘された道路の補修用碎石の購入費であります。

以上で11款災害復旧費の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、歳出、12款公債費及び13款予備費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

12款公債費につきまして補足説明を申し上げます。

142ページ、143ページをお願いいたします。12款1項1目22節償還金利子及び割引料の長期債元金償還金7億1,708万2,000円と2目利子の同じく22節、長期債利子償還金474万8,000円は、令和4年度中に償還した起債の元金と利子であります。

令和5年度末までの起債の件数並びに残高は、132件、55億4,316万2,000円となっております。令和4年度末残高から3億368万3,000円の減となっております。

なお、最も高い利率は、平成5年借入れの上下水道事業一般会計出資債の4.5%であり、最も低い利率は、平成30年借入れの過疎債の0.001%となっております。

また、現在において最も古い起債は、平成5年借入れの上下水道事業一般会計出資債であり、令和6年度中に完済となる見込みであります。

次に、13款予備費につきまして補足説明を申し上げます。3款1項6目へ充用し

た102万7,000円は、老人福祉センター男子浴槽の配管漏水、ろ過器用ラインポンプの修繕費不足分に要したものであります。

9款1項3目へ充用した33万8,000円と7,000円は、令和5年9月に発生した大雨に伴う災害対策経費であります。

以上で12款公債費並びに13款予備費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

これで一般会計全ての質疑が終わりました。

次に、議案第52号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

歳入については146ページ、147ページ、歳出については148ページ、149ページを御覧ください。

学校給食共同調理場では、町内小中学校の児童生徒508名、新たに昼食の提供を開始した三戸高等学校の生徒78名、教職員81名、合計667名に給食を提供しました。1食当たりの給食費は、小学生は280円、中学生、高校生、教職員は300円としておりましたが、6月から児童生徒分の無償化を実施いたしました。給食日数は小学校192日、中学校188日、高校174日であり、総給食数は教職員等を含め12万82食であります。なお、週5日の給食のうち、米飯給食を4日、あとの1日はめん給食とパン給食を隔週で行っております。

本会計の決算についてご説明いたします。歳入、収入済額3,806万802円、歳出、支出済額3,798万2,821円であり、歳入歳出差引き残額7万7,981円は、令和6年度へ繰り越しております。令和4年度から歳入で588万5,000円、歳出で604万円の増額となり、その主な理由は昨年度から三戸高等学校への昼食提供を開始したことと食材価格が高騰したことに伴うものです。

151ページ、152ページをお願いします。歳入、1款1項1目事業収入の1節保護者負担金現年度分1,319万6,000円、無償化前の4、5月分の保護者負担金と4月から3月までの教職員負担金です。収入未済額については、現年度分はありませんでした。滞納繰越分は、2名分29万円であり、滞納額は前年度に比べて1万8,000円の減となっております。

2款1項1目繰入金2,462万9,000円は、主に6月から児童生徒の給食費を無償化施策等に伴う一般会計からの繰入金であり、食材値上げと地元産食材分補助としての300万円を含んでおります。

153ページ、154ページをお願いします。歳出の主なものは、1款1項1目学校給食

費の15節原材料費3,798万2,000円であり、歳入でご説明した12万82食分の給食材料費です。物資納入業者は青森県学校給食会ほか14の業者であり、そのうち町内業者は5業者となっております。また、給食材料のうち、三戸町産の米や野菜等の使用割合は、金額ベースで19.4%となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、議案第53号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第53号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

本会計は、簡易水道施設により、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保の7地区に給水を行う特別会計でございます。平成26年度に三戸町簡易水道事業統合基本計画を策定し、その計画に基づく水道事業ビジョン、危機管理マニュアルなどを作成し、平成27年4月に県から簡易水道事業の認可を受けております。これらにより、簡易水道施設7地区について施設の統廃合を計画するなど、統合的に管理しているものでございます。

沼ノ久保地区の給水に関しましては、現在原水の水位の低下により、十分な水の供給が困難な状況となっていることから浄水施設の稼働を中止しており、貝守地区浄水場から給水を行っております。

初めに、令和5年度決算における収入未済額及び不用額につきましてご説明申し上げます。令和5年度決算を前年度決算と比較いたしますと、歳入におきましては収入未済額が、歳出におきましては不用額が多くなっております。簡易水道事業特別会計は、令和6年度に公営企業会計に移行する関係から、令和5年度決算につきましては、地方公営企業法施行令の規定により、公営企業会計に移行する年度の前年度3月末までの収支をもちまして打切り決算となっております。これまでの官庁会計方式では、4月から5月末までの出納整理期間内の収支を含めて決算となりますが、本会計における令和5年度につきましては、3月末までの収支をもって決算となっていることから、収入未済額や不用額が生じているものでございます。例えば収入におきましては水道使用料の1、2、3月分、支出におきましては電気料の3月分や委託業務が3月末で終わるものなどが主な不用額の要因となっているものでございます。なお、令和5年度分の4月以降の収支につきましては、令和6年度事業会計予算の特例的収入及び支出として計上し、処理しております。

それでは、令和5年度の決算につきましてご説明申し上げます。159ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額3,424万4,000円、歳出総額2,706万5,000円、歳入歳出差引額は717万9,000円でございます。翌年度への繰越しはございません

ので、717万9,000円が実質収支額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。160ページ、161ページをお願いいたします。1款1項1目水道使用料の1節簡易水道使用料は、現年度分977万4,000円で、収納率は72.2%でございます。

2節過年度分簡易水道使用料は7万6,000円でございます。

2款1項1目繰入金1,826万6,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目繰越金220万1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

5款1項1目簡易水道事業債260万円は、公営企業会計移行支援業務の財源としたものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。162ページ、163ページをお願いいたします。1款簡易水道施設費は、杉沢地区29世帯、蛇沼地区77世帯、大舌地区62世帯、貝守地区115世帯、袴田地区69世帯、横沢地区12世帯、沼ノ久保地区20世帯の合計384世帯への給水事業を行うための業務委託料が主なものでございます。

1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費でございます。

12節委託料の水質検査委託料46万2,000円は、有機フッ素化合物濃度検査に要した経費でございます。簡易水道施設点検委託料64万9,000円は、年4回実施する3地区の水質計器及び2地区10か所の増圧ポンプ施設の点検に要した経費でございます。水道メーター検針業務委託料81万9,000円は、年4回実施する3地区の水質計器及び2地区10か所の残留塩素系の点検及び袴田地区の取水、浄水施設の増圧ポンプ施設の電気設備点検に要した経費でございます。水道メーター検針業務委託料49万5,000円は、水道メーターの検針に要した経費でございます。

17節備品購入費の施設備品購入費6万7,000円は、マンホール蓋開閉器1基、電気伝導率計1台、直読式水道メーター7個の購入に要した経費でございます。

2項簡易水道管理費は、7地区の簡易水道施設の維持管理を行う経費でございます。

164ページ、165ページをお願いいたします。2目蛇沼地区給水費、10節需用費の修繕費13万4,000円は、葛子平地区の漏水管の復旧に要した経費でございます。

14節工事請負費のろ過膜交換工事請負費37万4,000円は、浄水場施設内のろ過膜交換に要した経費でございます。

3目大舌地区給水費、12節委託料の配水池清掃業務委託料46万2,000円は、配水池内部の清掃及び塩素消毒に要した経費でございます。

2款公債費1,267万6,000円は、過去に実施いたしました蛇沼簡易水道施設の改修工事と袴田簡易水道建設工事の負担金支出のために借入れをいたしました長期債の償還金でございます。

1目元金の長期債元金償還金は1,140万9,000円でございます。

166ページ、167ページをお願いいたします。2目利子の長期債利子償還金は126万6,000円でございます。

以上で令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、議案第54号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第54号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

本会計は、下水道の整備により町民皆様の生活環境の改善を図るとともに、地域河川の水質汚濁を防止することにより豊かな自然環境の保全を図るための特別会計でございます。平成21年度に下水処理場として三戸浄化センターが元木平冷水地区に完成し、平成22年4月から公共下水道の供用を開始してございます。令和5年度末の下水道計画区域面積は336ヘクタール、下水道事業認可面積は194ヘクタール、利用可能面積は124.4ヘクタール、年度末時点での加入世帯数は563世帯で、令和4年同時期と比較して14世帯の増、加入率は47.1%となっております。

初めに、令和5年度決算における収入未済額及び不用額につきましてご説明申し上げます。令和5年度決算を前年度決算と比較いたしますと、歳入においては収入未済額が、歳出におきましては不用額が多くなっております。下水道事業特別会計は、令和6年度に公営企業会計に移行する関係から、令和5年度決算につきましては、地方公営企業法施行令の規定により、公営企業会計に移行する年度の前年度3月末までの収支をもちまして打切りとなっております。これまでの官庁会計方式では、4月から5月末までの出納整理期間内に収支を含め決算となっておりますが、本会計における令和5年度につきましては、3月末までの収支をもって決算となっていることから、収入未済額や不用額が生じているものでございます。例えば収入におきましては、下水道使用料2月、3月分が収入未済額に、支出におきましては電気料金の3月分や委託業務が3月末で終わるものなどが不用額の主なものとなっております。なお、令和5年度分の4月以降の収支につきましては、令和6年度事業会計予算の特例的収入及び支出として計上し、処理しております。

それでは、令和5年度の決算につきましてご説明申し上げます。172ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額2億633万6,000円、歳出総額1億9,647万2,000円、歳入歳出差引額は986万4,000円でございます。翌年度への繰越しはございませんので、986万4,000円が実質収支額でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。173ページ、174ページをお願いいたします。1款1項1目下水道事業受益者負担金は、平成31年度から令和5年度までに供用を開始した区域内の宅地などの土地所有者から負担していただいているものでございます。

1節現年度分は25万9,000円で、収納率は100%でございます。

2款1項1目下水道使用料の1節現年度分は2,393万5,000円で、収納率は94%でございます。

2項1目1節総務管理手数料46万3,000円は、排水設備指定工事店申請手数料22件分、44万円が主なものでございます。

4款1項1目1節繰入金1億2,444万7,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

175ページ、176ページをお願いいたします。5款1項1目1節繰越金239万4,000円

は、前年度からの繰越金でございます。

7款町債の1項1目1節公共下水道費債5,470万円は、資本費平準化債と公営企業会計適用債でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。177ページ、178ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費でございます。

12節委託料の12万8,000円は、公営企業会計システムの保守に要した経費でございます。

2項施設管理費は、浄化センターやマンホールポンプなどの下水道設備の維持管理を行う経費でございます。

1目維持管理費、10節需用費の消耗品費158万4,000円は、処理場で使用する薬剤の購入に要した経費が主なものでございます。電気料668万6,000円は、浄化センターやマンホールポンプなどの下水道設備の電気料でございます。修繕費の36万3,000円は、マンホールポンプ水位計の修理に要した経費でございます。

179ページ、180ページをお願いいたします。12節委託料の処理場施設等運転管理業務委託料2,085万2,000円は、処理場施設等の管理業務について、地元業者3者及び八戸市内業者1者で構成する三戸地区下水道管理業共同事業体に委託したものでございます。

14節工事請負費の公共ます設置工事請負費133万1,000円は、川守田地区2件の公共ます設置に要した経費でございます。

2款公債費は、下水道施設の建設工事等の支出のために借入れした長期債の償還金でございます。

1目元金の長期債元金償還金1億2,978万8,000円と2目利子の長期債利子償還金2,342万8,000円でございます。

以上で令和5年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、議案第55号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第55号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害を有すると認められる方を対象とした医療制度で、県内全市町村が加入する青森県後期高齢者医療広域連合が運営するものであります。本会計は、広域連合と連携し、保険料の収納事務などを行う特別会計であります。

令和5年度末の被保険者数は、75歳以上が2,173人、65歳以上74歳未満が57人で合計2,230人となり、昨年度から72人の増となっております。

185ページをお開き願います。本会計の決算は、歳入総額1億4,966万円、歳出総額1億4,747万8,000円で、歳入歳出差引額218万2,000円を令和6年度へ繰り越すものでございます。

186、187ページをお開き願います。歳入についてご説明申し上げます。1款1項1目後期高齢者医療保険料でございますが、被保険者2,354人分の徴収保険料でございます。

1節現年度分特別徴収保険料は、調定額6,620万6,000円に対し、収入済額は6,628万2,000円となっております。収入未済額がマイナス7万5,000円となっておりますが、これは死亡により過誤納となった保険料で、相続人へ返還するものでございます。

2節現年度分普通徴収保険料は、調定額3,404万7,000円に対し、収入済額は3,273万9,000円となっております。19名分、130万8,000円が収入未済となっております。現年度分保険料の徴収率は、特別徴収及び普通徴収保険料を合わせ98.77%となっております。

3節滞納繰越分普通徴収保険料でございますが、調定額153万2,000円に対し、収入済額は76万8,000円でございます。今後も引き続き収納率向上に努めてまいります。

3款1項1目繰入金は、特別会計に係る事務費及び広域連合の共通経費の当町負担分として事務費繰入金538万5,000円と、低所得者等の保険料軽減分の公費負担分として保険基盤安定繰入金4,422万2,000円を一般会計から繰り入れたものでございます。

4款1項1目繰越金は、令和4年度からの繰越金でございます。

190、191ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費でございますが、特別会計の事務に要した経費と18節の青森県後期高齢者医療広域連合への負担金が主なもので、歳出全体の99.8%を占めております。

18節の広域連合共通経費負担金590万2,000円は、広域連合の組織運営に係る費用を加入市町村の均等割、人口割、高齢者人口割により負担したものでございます。後期高齢者医療保険料負担金9,696万1,000円は、町が徴収した保険料を負担金として広域連合へ納付したものでございます。保険基盤安定負担金4,422万2,000円は、保険料の7割、5割、2割を軽減した分について公費負担するもので、県が4分の3、町が4分の1を負担し、広域連合へ負担金として納付したものでございます。

2項1目徴収費は、保険料の徴収事務に要した経費でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、議案第56号 令和5年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第56号 令和5年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

本会計は、40歳以上の方が加入者となり、介護が必要となった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、老後の安心を社会全体で支え合う介護保険制度の事業収支を経理するため、介護保険法に基づき設置した特別会計でございます。

令和5年度末の65歳以上の第1号被保険者数は3,942人で、前年度末より7人の増となっております。また、要介護認定者数は749人で、前年度に比べ5人の増となり、第1号被保険者数に占める認定者数の割合を示す要介護認定率は19.0%で、前年度より0.1ポイント増加しております。今後も介護予防の取組を通じ、要介護認定率の減少に努めてまいります。

196ページをお開き願います。令和5年度決算は、第8期介護保険事業計画最終年度の決算であり、歳入総額は前年度より2,468万2,000円増の18億3,749万6,000円、歳出総額は前年度より7,256万7,000円増の17億2,516万5,000円、歳入歳出差引額1億1,233万1,000円となっております。このうち、1,848万5,000円を介護保険給付費準備基金へ積立てし、残額9,384万6,000円を令和6年度に繰り越すものでございます。

197、198ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、1節現年度分特別徴収保険料は、調定額2億8,330万8,000円に対し、収入済額2億8,341万4,000円でございます。収入未済額はマイナス10万6,000円となっておりますが、これは第1号被保険者が保険料を納付した後に死亡により過誤納となった保険料で、相続人へ還付するものでございます。

2節現年度分普通徴収保険料は、調定額2,709万2,000円に対し、収入済額は2,385万2,000円で、49名分、324万円が収入未済となっております。令和5年度における現年度分特別徴収保険料、普通徴収保険料の調定額の合計は、前年度より180万3,000円少ない3億1,040万1,000円となっており、収納率は99.0%となっております。

3節滞納繰越分普通徴収保険料は、調定額498万6,000円に対し、収入済額は71万2,000円で、収納率は14.1%となりました。公平な負担の観点から、今後も引き続き徴収に努めてまいります。なお、不納欠損額166万円は、介護保険法第200条第1項の規定に基づく時効により徴収権が消滅した32名分の保険料でございます。

3款国庫支出金は4億7,230万6,000円で、歳入全体の25.7%を占めております。

1項1目介護給付費負担金は、介護給付に要した費用に対し交付されたものでございます。

2項1目調整交付金は、75歳以上の高齢者の割合や所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されたもので、保険給付費支払額に対し交付されたものでございます。

2目、3目の地域支援事業交付金は、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、介護予防教室や生き生き教室等の一般介護予防事業、家族介護支援事業などの包括的支援事業・任意事業の費用に対し、国から交付されたものでございます。

199、200ページをお開き願います。4目保険者機能強化推進交付金は高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組を、5目介護保険保険者努力支援交付金は高齢者の介護予防、健康づくり等に向けた取組をそれぞれ支援するため交付されたものでございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、介護給付に要した費用の額の27%分が支払基金から交付され、2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業に要した費用の同じく27%分が支払基金から交付されたものでございます。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、介護給付に要した費用に対し、県から交付されたものでございます。

2項1目及び2目の地域支援事業交付金は、国庫支出金と同様、介護予防事業、生活支援サービス事業に要した費用と、一般介護予防事業並びに包括的支援事業・任意事業費用に対し、県から交付されたものでございます。

201、202ページをお開き願います。7款1項1目繰入金でございますが、介護給付費の12.5%、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業費の19.25%、低所得者保険料軽減額、職員給与費及び事務費等に係る分を一般会計から繰入れしたものでございます。

ここまでご説明申し上げました歳入のうち、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の総額は11億4,697万5,000円で、歳入決算額の62.4%、繰入金2億5,217万3,000円は13.7%で、これらが歳入全体の76.1%を占めております。

8款1項1目繰越金は、令和4年度からの繰越金でございます。

203、204ページをお開き願います。9款諸収入、2項1目介護予防サービス計画費収入は、要支援認定者のケアプラン334件分の介護予防計画作成収入でございます。

3項1目返納金は、介護給付費の過誤請求に係る返納金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。205、206ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、12節委託料の介護保険システム改修委託料及び介護保険指定機関等管理システム改修委託料は、令和6年度からの介護保険改定等に伴うシステム改修費用でございます。なお、不用額212万3,000円につきましては、介護保険システム改修について国からの仕様の提示が遅れたことにより、年度内の改修作業が限定的となったことから、不用額が生じたものでございます。

22節、過年度負担金返還金は、国及び県への介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の返還金でございます。

2項1目賦課徴収金は、介護保険料徴収に要した事務的経費でございます。

207、208ページをお開き願います。22節の保険料還付金30万1,000円は、被保険者の所得構成や死亡に伴う過年度分介護保険料の還付金でございます。

3項1目介護認定費は、介護認定手続に要した経費で、11節役務費の中にあります手数料の介護認定等の手続に必要となる主治医意見書作成手数料166万6,000円と18節の介護認定審査会に係る八戸地域広域市町村圏事務組合負担金357万6,000円が主なものでございます。

次に、2款保険給付費は、要介護、要支援者の介護サービス給付費であり、その総額は15億4,588万7,000円で、歳出全体の89.6%を占めております。令和5年度は、サービス受給者数等の増加により、前年度から1,875万2,000円の増となっております。

1項介護サービス費は、要介護1から5に認定された方々への介護サービスに要した経費でございます。

1目居宅介護サービス給付費は、在宅介護者のホームヘルパー訪問介護、通所サービス等の利用、9,566件分の給付費でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム等の利用、717件分の給付費でございます。

3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設入所、2,070件分の給付費でございます。

209、210ページをお開き願います。4目居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレや入浴補助用具等29件分の購入費負担金でございます。

5目居宅介護住宅改修費は、廊下やトイレなどの手すり取付け等、16件分の改修費負担金でございます。

6目居宅介護サービス計画給付費は、介護サービスの利用計画作成、5,090件分の給付費でございます。

2項介護予防サービス費は、要支援1、2に認定された方々への介護予防サービスに要した経費でございます。主なものといたしまして、1目介護予防サービス給付費は、通所リハビリ等、385件分の給付費でございます。

3目介護予防福祉用具購入費は、入浴補助用具、2件分の購入費負担金でございます。

4目介護予防住宅改修費は、廊下やトイレなどの手すり取付け等、3件分の改修費負担金でございます。

5目介護予防サービス計画給付費は、ケアプラン作成、330件分の給付費でございます。

3項1目高額介護サービス費は、利用負担が一定の額を超えた分について高額介護サービス費を支給したもので、3,338件分の負担金でございます。

211、212ページをお開き願います。3目高額医療合算介護サービス費は、介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、限度額を超えた分の利用者負担分を支給したもので、146件分の負担金でございます。

4項1目特定入所者介護サービス費は、要介護者で住民税非課税などの低所得の人が施設を利用した場合の居住費と食費の利用者負担限度額を超えた分を給付したもので、1,881件分の負担金でございます。

5項諸費、1目審査支払手数料は、介護サービス事業所等からの請求に関する審査事務を青森県国民健康保険団体連合会へ委託し、1万8,067件の審査を行った手数料でございます。

3款地域支援事業費は、地域で生活する高齢者が要支援、要介護状態にならないよう介護予防を推進するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業に要した経費でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者並びに介護予防・日常生活支援総合事業対象者の訪問型介護予防サービス及び通所型介護予防サービスの利用に伴い支給されたもので、517件分の負担金でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、町の地域包括支援センターの運営に要した経費であり、人件費や事務経費が主なものでございます。

213、214ページをお開き願います。12節、介護予防サービス計画作成委託料119万6,000円は、要支援1、2の認定を受けた方など、241件分のケアプラン作成委託料でございます。

2項1目一般介護予防事業費は、通所型介護予防事業、生き生き教室やいきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場などの事業に要した経費でございます。

12節委託料のうち、通所型介護予防事業委託料は、要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象とした生き生き教室の事業に要した経費であります。また、運動指導委託料は、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場の活動支援のため、理学作業療法士の派遣に要した経費でございます。

3項1目任意事業費は、認知症施策、地域ケア会議、高齢者在宅支援、家族介護支援事業等に要した経費でございます。

1 節報酬は、認知症の早期発見、早期診断に向けた体制整備等のため設置している認知症初期集中支援チーム検討委員会委員の報酬でございます。

215、216ページをお開き願います。12節委託料の各事業は、高齢者の日常生活を支援するための事業であり、1 行目のみまもり配食サービス事業606万9,000円は、利用者119人に延べ1 万3,186食を提供したものでございます。2 行目のほのぼの見守りネットワーク事業458万5,000円は、地域に住む独り暮らしの高齢者や高齢夫婦への声かけや安否確認のための訪問を延べ3,630日実施したものでございます。

19節では、高齢者を介護している家族を支援するための給付事業を行っており、家族介護用品給付費202万6,000円は、51人に対し月額5,000円相当分の給付を行ったものであり、家族介護支援金27万5,000円は、7 人に対し月額5,000円の給付を行ったものでございます。

以上で介護保険特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、議案第57号 令和5 年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第57号 令和5 年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

本特別会計は、加入する被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関する保険給付や生活習慣病予防に向けた健康づくりを行う事業に要した経費となります。

初めに、国民健康保険被保険者数、加入世帯数についてご説明申し上げます。令和6 年3 月末の被保険者数は、総人口の26%に当たる2,325人で、前年度末に比べ140人の減となっております。加入世帯数は、全世帯の35.4%に当たる1,466世帯となっております。

223ページをお願いいたします。実質収支に関する調書についてであります。歳入総額13億757万6,000円、歳出総額12億7,714万7,000円、歳入歳出差引額は3,042万9,000円のうち、地方自治法第233条の2 及び三戸町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例第2 条の規定に基づき、1,309万4,000円を基金に積立てし、残りの1,255万5,000円を令和6 年度に繰り越しております。歳入の決算額は令和4 年度に比べ1,800万5,000円、1.4%の増、歳出の決算額は648万1,000円、0.5%の増となりました。令和4 年度に比べ、1 人当たりの一般療養給付費は4 万1,226円の増、1 件当たりの金額も令和4 年度に比べ1,733円増加しております。これは、心臓病などの医療費が高額となる病気による受診者が増えたことにより増額になったものと考えております。

224ページ、225ページをお願いいたします。歳入についてであります。1 款1 項国民健康保険税全体の収納状況は、調定額2 億6,473万9,000円に対し、収入済額は2 億3,630万5,000円となり、収納率は令和4 年度に比べ0.9%増の89.2%となっております。

ます。国保特別会計歳入全体に占める国民健康保険税の割合は18.1%でありました。また、不納欠損額は31人、319万円、収入未済額は前年度より545万7,000円少ない2,524万3,000円となっております。

決算書では、1目一般被保険者国民健康保険税が医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分に分かれておりますが、説明は現年課税分と滞納繰越分ごとにまとめた額で申し上げます。

現年課税分は、調定額2億3,432万8,000円、これに対し、収入済額は2億2,552万7,000円で、現年度の収納率は96.2%となっております。令和4年度と比較しますと、調定額で1,357万5,000円、収入済額で1,062万2,000円の減となっております。

滞納繰越分は、調定額3,041万1,000円に対して、収入済額が1,077万8,000円、収納率は35.4%でありました。令和4年度と比較しますと、調定額で282万8,000円、収入済額で158万5,000円の減となっております。国民健康保険税の収納対策につきましては、町税と同様に、月末2日間の夜間納税相談窓口の開設や滞納者への戸別訪問、電話催告等を行っております。

3款1項1目保険給付費等交付金9億1,997万8,000円は、医療費と特定健診を含む保健事業等の財源となるものであります。

1節普通交付金8億7,997万7,000円は医療費分であり、2節特別交付金は三戸中央病院での機器購入等に係る特別調整交付金1,183万7,000円や、医療費の適正化や健康づくりなどの事業の取組に対する評価により交付された県繰入金2,193万5,000円が主なものであります。

226ページ、227ページをお願いいたします。4款財産収入は、国保財政調整基金の利子収入であります。

5款1項1目一般会計繰入金1億3,380万7,000円は、国保税の2割、5割、7割軽減分を補填する保険基盤安定繰入金保険税軽減分と、国保税軽減世帯を多く抱える保険者を支援する保険者支援分のほか、職員人件費や普通交付税に算入されている財政安定化支援事業などのルールに基づいた一般会計からの繰入金であります。

6款1項1目前年度繰越金は、令和4年度からの繰越金1,255万5,000円であります。

7款3項1目第三者納付金49万5,000円は、保険給付の対象外となる交通事故を原因とした保険給付済み分を損害保険会社に賠償請求したものであります。

228ページ、229ページをお願いいたします。7款3項2目返納金、一般被保険者返納金19万6,000円は、国保の資格喪失後に受診した医療費の保険者負担分について返還を受けたものであります。

230ページ、231ページをお願いします。続きまして、歳出についてご説明いたします。歳出、1款1項1目一般管理費は、職員の人件費が主なものであります。

24節積立金は、国保財政調整基金に1,373万円を積み立てたものであります。

27節繰出金は、歳入の保険給付費等交付金で受け入れた機器購入分を三戸中央病院特別会計に繰り出したものであります。

2項1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要した経費であります。

232ページ、233ページをお願いいたします。10節需用費のうち、印刷製本費33万1,000円は、納税通知書の印刷に要した経費であります。

11節役務費の口座振替手数料等17万1,000円は、2,338件分の手数料で、前年度より20件減少しております。

18節負担金、補助及び交付金は、市町村総合事務組合滞納整理機構へ移管した徴収業務に対する負担金64万2,000円、納税貯蓄組合の単位組合への事務費補助金169万7,000円、納税貯蓄組合連合会に対する補助金36万円となっております。

22節償還金利子及び割引料49万1,000円は、減額更正された過年度国保税に対する還付金であります。

3項1目運営協議会費は、委員12人分の報酬が主なものであります。

2款1項療養諸費及び2項高額療養費は、保険給付のほか、柔道整復やコルセット、補装具の購入、高額療養費の支払いに要した経費であります。

1目一般被保険者療養給付費7億5,075万6,000円は、3万8,266件分の支払いとなります。

234ページ、235ページをお願いいたします。2項1目一般被保険者高額療養費1億1,833万3,000円は、4,994件分の支払いとなります。

3項1目出産育児一時金の18節負担金、補助及び交付金150万円は出産4件分、4項1目葬祭費の18節負担金、補助及び交付金105万円は21件分の支払いに要した経費であります。

3款国民健康保険事業費納付金は、県が国保事業の運営に必要な医療費等を見込み、三戸町の所得状況などに応じて算出した負担金であります。県は、市町村から集めた納付金に国、県の負担金や交付金を加え、保険給付費として各市町村に普通交付金として交付することになっております。負担額は、1項医療給付分、2項後期高齢者支援金等分、次のページの3項介護納付金分の合計3億2030万3,000円を県に支出しております。

236ページ、237ページをお願いいたします。5款1項1目保健衛生普及費と2目疾病予防費は、年6回実施している被保険者への医療費通知とレセプト点検に係る委託料であります。

238ページ、239ページをお願いいたします。2項1目特定健康診査等事業費は、12節の特定健康診査委託料951件分、人間ドック健康診査委託料125件分、特定健診受診率向上事業委託料1,391件分が主なものであります。特定健診受診率向上事業は、人工知能を活用した分析結果に基づき、未受診者の特性に応じた受診勧奨を行ったものであります。

3項1目健康づくり費は、保健協力員57人への記念品が主なものであります。住民の健康増進のため、町内会などの地域組織や保健協力員との協働による地域健康教室を197回、特定保健指導に係る健康教室を5回開催するとともに、特定健診の受診率向上など、住民の健康づくり事業に取り組んでおり、今後も継続して実施してまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

次に、議案第58号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（松崎 達雄君）

議案第58号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

248ページをお願いいたします。初めに、令和5年度における事業の概況についてご報告申し上げます。令和5年度は、総合診療科、内科、整形外科の3つの常勤科による外来、入院診療及び耳鼻咽喉科、眼科、小児科等の非常勤科による外来診療並びに24時間体制の二次救急、僻地巡回診療及び訪問診療を実施いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症関連では、ワクチン接種事業に積極的に協力するとともに、令和5年9月まで、重点医療機関として入院患者の受入れ病床を確保し、感染拡大の防止並びに医療提供体制の充実に取り組んでまいりました。社会に変化をもたらした新型コロナウイルス感染症の影響は、5類感染症移行後も続き、入院、外来ともに患者数が前年度を下回り、医業収益は減収となりましたが、新型コロナウイルス感染症病床確保事業費補助金の活用や経営強化プランに基づく一般会計繰入金増額、事業費用の節減により、病院事業の収支は1億893万3,000円の純利益となりました。

長いコロナ禍を経て、長期処方の定着など、外来診療の在り方が変化しており、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、地域医療の維持強化のため医療従事者の確保に努めるとともに、効率的な病院経営により、地域の皆様に信頼され、選ばれる病院となるよう、院長以下職員一同、引き続き努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、決算報告書についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、240ページ、241ページにお戻り願います。決算報告書、(1)、収益的収入及び支出でございます。本報告書に記載の決算額は、消費税及び地方消費税を含む額となっております。

それでは、収入からご説明いたします。決算額の欄をご参照願います。なお、額につきましては、これ以後、1,000円未満を切り捨てて申し上げますので、ご了承願います。

第1款病院事業収益の決算額は17億7,928万2,000円となっております。内訳でございますが、第1項医業収益は入院及び外来収益などで11億5,283万4,000円、第2項医業外収益は国、県の補助金、地方公営企業法に基づく一般会計からの繰入金などで5億6,016万2,000円、3項特別利益は一般会計からの繰入金で6,628万5,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用の決算額は16億7,034万9,000円となっております。内訳でございますが、第1項医業費用は給与費や材料費などで16億2,596万3,000円、第2項医業外費用は企業債の利子償還金などで4,410万9,000円、第3項特別損失は27万6,000円となっております。

以上が収益的収入及び支出の概要でございます。詳細につきましては、後ほど252ページでご説明申し上げます。

242ページ、243ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出でございます。収入からご説明申し上げます。こちらも決算額の欄をご参照願います。第1款資本的収入の決算額は1億9,261万円となっております。内訳でございますが、第1項負担金1億6,451万4,000円は、他会計からの繰入金で、一般会計から1億6,405万6,000円、国民健康保険事業勘定特別会計から45万8,000円の繰入れとなっております。次の第2項補助金2,809万6,000円は、へき地医療拠点病院設備整備事業費補助金でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出の決算額は2億7,023万5,000円となっております。内訳でございますが、第1項建設改良費3,782万6,000円は、医療機器等

の購入費で、国、県の各種補助金の活用により、内視鏡システム、全自動散薬分包機など7種類の機器を更新しております。次の第2項企業債償還金2億3,180万8,000円は、これまでに借り入れた企業債14件のうち、13件分の元金償還金でございます。次の第3項貸付金60万円は、医療技術者奨学金の1人分の貸与金で、月額5万円の12か月分でございます。薬学部で修学中の学生に対し、令和3年8月から貸付けしております。

以上、資金的収入及び資金的支出の差引き不足額は7,762万5,000円でございますが、損益勘定留保資金で補填しております。

244ページをお願いいたします。損益計算書でございます。損益計算書は、病院の会計期間の経営成績を示す決算書となっております。令和5年度は、最終行から3行目、当年度純利益の行に記載のとおり、1億893万2,000円の黒字決算となっております。

245ページをお願いいたします。剰余金計算書、欠損金処理計算書でございます。令和5年度末の未処理欠損金は、黒字により減少し、11億3,199万7,000円となっております。

246、247ページをお開き願います。貸借対照表は、病院の資産、負債、資本を表す表となっております。

248ページをお願いいたします。事業報告書でございます。1の(1)、総括事項につきましては、冒頭でご説明申し上げましたので、割愛いたします。

(2)、経営指標に関する事項でございます。本報告書は、経常収支比率、医業収支比率、病床利用率について、5か年度分を表に記載しております。令和5年度の経営の健全性を示す経常収支比率は、新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金の交付額が大幅に減少したため、前年度比17.5ポイントの減となりましたが、経費の節減等により、健全経営の水準とされる100%を上回っております。次に、医業収支比率は、経費の節減に努めたものの、入院患者数が新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定により減少し、令和5年9月末に指定の解除となった後も回復が鈍かったことや外来患者数が長期処方により減少したことにより、医業収益が減少し、前年度比1.1ポイント減の72.6%となっております。また、病床利用率は、先ほどの入院患者数の減少により、前年度比3.4ポイント減の53.4%となっております。

249ページをお願いいたします。(3)、議会議決事項、(4)、行政官庁認可事項、(5)、職員に関する事項は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

250ページをお願いいたします。(1)の業務量でございますが、令和5年度の診療日数は、入院は前年度比1日増の366日、外来は243日でございました。①の患者数及び料金収入の表の、まず入院でございますが、一般病床、療養病床患者数の合計は1万8,769人で、前年度比1,150人の減、料金収入は3,335万7,000円の減となっております。患者数の増減でございますが、一般病床では重点医療機関指定解除後の患者数の回復が鈍かったことやコロナ入院患者の減少により、前年度比2,265人の減、療養病床では新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定解除により通常の体制に戻り、病床数が27床から39床となったことから、前年度比で1,115人の増となっております。

次に、外来でございますが、長期処方などの影響により、患者数は4万2,736人で、前年度比2,794人の減、料金収入は952万1,000円の減となっております。

251ページをお願いいたします。②の科別患者数でございますが、入院では内科が前年度比1,342人減の1万6,138人、整形外科が前年度比192人増の2,631人となっております。なお、構成比は、内科が86.0%、整形外科が14.0%で、ほぼ前年並みとなっ

ております。

次に、外来でございますが、患者数が最も多いのは内科の2万3,086人、次に整形外科の7,767人、次に透析を行っております泌尿器科の4,385人となっております。

次に、③、病床利用状況でございますが、1日平均患者数は一般病床では30.8人、療養病床では20.5人、合計51.3人で、病床利用率は248ページの経営指標に関する事項で説明したとおり、53.4%となっております。なお、コロナ病床におきましては、延べ154人、実数で17人の患者を受け入れております。

252ページをお願いいたします。(2)、事業収入に関する事項でございますが、本年度収益の合計は前年度比14.7%減の17億7,376万3,000円となっております。内訳でございますが、1の医業収益は、患者数の減少により、(1)の入院収益で前年度比5.4%の減、(2)の外来収益で前年度比3.1%の減となったことから、合計11億4,834万円で、前年度比5%の減となっております。

次の2、医業外収益は、(3)の補助金がコロナ病床確保事業費補助金の減少により73.6%減の1億803万7,000円と前年度を大きく下回った結果、合計5億5,913万7,000円で、前年度比35.8%の減となっております。

次の3、特別利益は、一般会計からの資金不足補填のための繰入金でございます。

次に、(3)、事業費用に関する事項でございますが、本年度費用の合計額は前年度比3.8%減の16億6,483万円となっております。内訳でございますが、1の医業費用は、(1)の給与費が職員数の減少により前年度比3.6%の減、(2)の材料費が新型コロナ医療に係る薬品及び材料費の減少により前年度比5.5%の減、(3)の経費が光熱水費や修繕料の減少により6.5%の減となったことから、合計15億8,247万8,000円で、前年度比3.4%の減となっております。

次の2、医業外費用は、(1)のこれまでに借り入れた企業債の支払利息が前年度比13.9%の減、(4)の雑損失が前年度比10.3%の減となったことから、合計8,207万5,000円で、前年度比11.2%の減となっております。

253ページをお願いいたします。3、会計の(1)、重要契約の要旨でございますが、1件300万円以上の委託契約及び備品購入契約について記載しております。②の備品につきましては、へき地医療拠点病院設備整備事業費補助金等を最大限活用し、表への記載の対象とならない機器も含め、総額3,574万1,000円分の機器を整備しております。

次に、(2)、企業債及び一時借入金の概況でございます。初めに、①、企業債でございますが、令和4年度末の残高は16億4,799万6,000円、令和5年度は借入れを行わずに2億3,180万8,000円の償還を行いましたので、年度末残高は14億1,618万7,000円となっております。

次の②、一時借入金でございますが、令和5年度末の残高は令和4年度末の残高より2億5,000万円減の2億円となっております。

次の(3)、その他の主要な事項でございますが、他会計負担金につきまして、課税仕入れと課税仕入れ外に分けて充当した額を記載しておりますが、ここでは繰入金の詳細が分かりますので、ご説明申し上げます。令和5年度の繰入金は、国保特別会計から、表の4行目と7行目で合計233万2,000円、それ以外の行は全て一般会計から6億5,146万7,000円、合計は最終行に記載の6億5,379万9,000円となっております。前年度よりも2.8%、1,767万2,000円の増となっております。

254ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書は、病院経営における資金の流れを表したものでございます。最終行から3行目に記載の資金減少額1億5,353万1,000円は、財務活動等によって令和5年度に減少した資金額で、期末残高は最終

行に記載の１億682万3,000円となっております。

255ページをお願いいたします。収益費用明細書でございます。このページから257ページまでは、252ページの（２）、事業収入に関する事項及び（３）、事業費用に関する事項の明細でございます。説明が重複いたしますので、割愛させていただきます。

258ページ、259ページは、固定資産明細書及び企業債明細書でございます。企業債明細書につきましては、253ページの（２）の①、企業債の明細のとおりとなっております。平成９年度から令和２年度までの発行総額49億6,280万円のうち、71.5%に当たる35億4,661万2,000円の償還を完了しており、令和５年度末の未償還残高は14億1,618万7,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤田 道憲君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

質疑を終結します。

ここで、これまでの審査を踏まえ議員間討議を行うため、休憩します。

（午後 零時 07 分）

休 憩

（午後 2 時 20 分）

○委員長（澤田 道憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号から議案第58号までを一括して議題とします。

質疑は終了しておりますので、これより討論及び採決を行います。

まず、議案第51号 令和５年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（澤田 道憲君）

異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第52号 令和５年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第53号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第54号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第55号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第56号 令和5年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第57号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

異議なしと認めます。議案第57号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第58号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(澤田 道憲君)

異議なしと認めます。議案第58号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で本特別委員会に付託されました令和5年度決算認定8件の審査が終了しました。委員各位の協力ありがとうございました。

以上をもって決算特別委員会を閉会します。

(午後 2時27分)

署 名

委員会条例第27号の規定によりここに署名する。

決算特別委員会 委員長
